



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	都市トリブスとローマ市民団の周縁： 解放奴隷・役者・非嫡出子
Author(s)	砂田， 徹
Citation	西洋史論集， 6， 1-32
Issue Date	2003-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37454
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_1-32.pdf



都市トリブスとローマ市民団の周縁

―解放奴隷・役者・非嫡出子―

砂 田 徹

はじめに

古代ローマにおける市民団の下位区分として、トリブスと呼ばれる単位が存在したことはよく知られている。そのトリブスの最も基本的な機能は、言うまでもなくローマ市民の登録であった。そもそも伝承によれば、セルウィウス王の時代、拡大した住民を新たにローマ市民団へと編入するための手段として、従来の「血縁的」クリア制に代えて「地縁的」トリブス制が導入されたのである。^①以後、ローマ市民団の再編である戸口調査（census）はトリブス単位で実施され、完全ローマ市民であるというとはいずれかのトリブスへと登録されることを意味していた。帝政期に入りトリブスが政治的・社会的機能を悉く失っていく中にあっても、碑文にトリブス名まで刻む慣習はむしろ盛んとなるが、その理由のひとつは「市民身分の表示」という機能のためにほかならない。

ところで、古代ローマは建国以来、一貫して社会的流動性の高さを

特徴としながらも、基本的には身分と階層により厳密に区分された社会をなしていた。大きくは奴隷と区別された自由人のうちローマ市民権を有するのがローマ市民であり、そのローマ市民が構成するローマ市民団の内部にも、身分、出自、職業、所有財産等々の相違により様々な差異が存在した。そしてそのような市民団内部の区分に対応して、トリブス間においても一定の格差が存在したとされている。すなわち、全体で三五からなるトリブスのうち地理的にローマの市域に対応する四つが「都市トリブス」と呼ばれ、そこにはローマ市民団の中でも特殊な人々が登録されたと考えられてきたのである。^②

都市トリブスへと登録されたとして具体的に名が挙げられているのは、解放奴隷、役者、非嫡出子、それに加えて監察官による「譴責」を被ったものである。最後に挙げた監察官の「譴責」を被ったものは、元老院議員や騎士といった自己の身分にふさわしい義務に反したとして、あるいはローマ市民としての義務に悖る行為をなしたとして一種の社会的な制裁を受けた人々であり、彼らもまた、「トリブスカ

ら移す」という「譴責」の結果、本来のトリブスから都市トリブスへの転籍を強いられたとされている。つまり現在の有力な見解は、いわばローマ市民団の周縁に位置し社会的に差別された人々をひとまとめにして押し込めた類のトリブスが存在し、それがほかならぬ都市トリブスであつたと捉えてきたのである。そのようにして成り立つ都市トリブスは、当然のことながら、他の三一農村トリブスに比べて「社会的に劣格な」トリブスと理解されている。

また、これら都市トリブスへと登録されたもののうち、とりわけ解放奴隷がかなりの数に上つたことが予想されることから、他の農村トリブスに比べて格段に多くの構成員を抱え込んでいた都市トリブスは、「政治的に不利な」トリブスであつたとも考えられている。これは、いわゆる「一票の格差」という観点から、都市トリブス登録者が著しく不利な取り扱いを受けていたとする主張といえよう。さらに、農村トリブスの全体数が三一であるのに対して都市トリブスのそれは四であり、三一対四という形で都市トリブスが常に少数意見にとどまるといふ点も、「政治的に不利な」トリブスとする理解には含まれているのかもしれない。

ところが、別稿で論じたように、長らく都市トリブスの劣格性を示すとされてきた論拠のうち、「トリブスから移す」に関しては、それが都市トリブスへの移動＝転籍を意味するのではない可能性が浮かび上がってきた³⁾。そこでもし別稿における見通しが正しいとするならば、劣格性の論拠とされている他の要素、すなわち解放奴隷や役者や非嫡出子の都市トリブス登録に関しても、より根本的なところから検討し

直す必要性が生じてきたといえよう。そこで以下、これらローマ市民団の周縁に位置したとされる人々のトリブス登録をめぐる諸事情について検討し、現時点で考えうる都市トリブスの性格について明らかにしておきたい。なおその際、主として都市トリブスの「社会的な劣格さ」に焦点を合わせることとし、それとは密接にかかわりながらも結局のところは投票システムへと帰着する「政治的な不利さ」といった論点に関しては、「補論」において別途取り上げることとする。

註

*本稿では、*L'année philologique* による雑誌略号以外にも、以下の略号を用いる。

CAH: *The Cambridge Ancient History*.

CIL: *Corpus Inscriptionum Latinarum*.

OCD: *The Oxford Classical Dictionary*.

RE: *Paulys Real-Encyclopädie der classischen Altertumswissenschaft*.

(1) 拙稿「共和政期ローマにおける市民団の拡大とその編成原理——トリブス制の変遷を軸として——」『西洋史論集』八北大V四、二〇〇一年、一〇一—一八頁参照。

(2) 「都市トリブス」に関しては、L. R. Taylor, *The Four Urban Tribes and the Four Regions of Ancient Rome*, *RP44* 27, 1952-1954 [=Taylor, *RP44*, 225-238] が、今もって基本文献である。

(3) 拙稿「古代ローマにおける都市トリブス再考——「トリブスから移す」とは何かを手がかりに——」『文学研究科紀要』八北大V一〇八、二〇〇二年「拙稿「トリブスから移す」」、九七一—一三七頁参照。

一 解放奴隸と都市トリブス

従来⁽¹⁾の通説は、「都市トリブスへの移動」がなんらかの処罰となるためにはそれが劣ったトリブスでなければならない、そしてそのような前提が成立するのは、解放奴隸がそこに押し込められた前三〇四年以降であると考えてきた。⁽²⁾つまり「トリブスから移す」についての議論と最も密接にかかわりながら、都市トリブスの劣格性の論拠とされてきたのは解放奴隸の都市トリブス登録である。そこでまずはこの解放奴隸の問題から検討していくが、ローマ社会における解放奴隸の位置づけ全般となると、到底私の手には負えない大問題となるので、ここではあくまでも課題を解放奴隸とトリブスとの関連に限定して論じることとする。⁽³⁾

(一) Ap・クラウディウス・カエクス⁽⁴⁾のトリブス改革

ハリカルナッソスのディオニシオスによれば、すでにセルウィウス王の時代、解放奴隸にもローマ市民権が与えられ彼らは四都市トリブスへと登録されたという(Dion. Hal., 4.22.4)。しかし解放奴隸のトリブス登録が政治問題として浮上してくるのは、前三二二年の監察官Ap・クラウディウス・カエクス以降である。Ap・クラウディウスは、それ以前の多分に神話的な人物に対して、初めて「血の通った人間」(personalia viva)としてローマ史上に登場してくる政治家とされており、それだけにその人物像に関しては評価が分かれる。問題を「トリブス改革」に限定した場合でも、彼の行った改革の内容について研究

者間で大きく見解が異なっているが、まずはリウィウスの記すところを引用しよう。

ともかく、Ap・クラウディウスの監察官職により力を得た「フォルムの党派」(Forniciarii)が、すでにCn・フラウィウスを造営官に選出していた。Ap・クラウディウスは最初、解放奴隸の息子を元老院議員として選定することにより元老院を汚そうとした。その後、誰も彼の選定を有効とは認めず、また元老院内において彼が望んだような影響力を獲得することができなかったことを見てとるや、「都市下層民」(urbanii humiles)をすべてのトリブスに分配することで、フォルムとカンパスを腐敗させたのであった。フラウィウスを選出した民会が非常な不名誉を伴うものであったので、ノビレス貴族の多くは黄金の指輪と胸飾りをはずした。この時以来、国家は二つの部分に分裂した。すなわち、一方では、良き人士の支持者にして信奉者である高潔なる人々が、他方では、「フォルムの党派」が、それぞれの道を突き進んでいたが、ついには、Q・ファビウスとP・デキウスとが監察官となり、ファビウスは、調和のためと同時に、民会が非常に卑しき者たちの手に握られることがないようにとの配慮から、「フォルムの大衆」(Forniciarii)をすべて分離し四つのトリブスへと放り込んだのであった。そして彼はそれらを都市トリブスと名付けた(Liv., 9.46, 10-14)。

このリウィウスの記述が共和政末期における政治闘争の記憶で色濃

く染め上げられていることは、すでにCl・ニコレの研究以来、広く認められている。すなわち、ここで用いられている用語は共和政末期の実態を前四世紀に投影したものにすぎず、それゆえリウィウスが語るところを文字通りに受け取ることはいけないことである。しかしそれでもわれわれは、「フォルムの党派」「都市下層民」「フォルムの大衆」などと呼ばれ、最終的には前三〇四年の監察官によって都市トリプスへと押し込められたのが一体どのような人々だったのかに関して、一定の見通しをつけないわけにはいかない。

かつてはTh・モムゼンによって、非土地所有者や無産市民にもこの時初めてトリプス所属が認められたとする説が提出され、これは広く受け入れられてもいた。⁽⁶⁾だが、Pl・フラツカローの有力な批判によってモムゼン説が十分な史料の根拠を持たないことが明らかとなった結果、⁽⁷⁾このような理解はいまや支持しえなくなっている。⁽⁸⁾また、プルタルコスが伝えるところをもとに(Plut., *Publ.*, 7.7-8)、「遺言による解放奴隷」がこの時初めてローマ市民権を得たとする説に対しても、C・マージ・ドーリアが説得的な批判を展開している。⁽⁹⁾

それに対しトリプス登録の変更をこの改革に読み取るのが現在の主流といえるが、その中では、リウィウスよりディオドロスの記述を重要視しながら、このとき全ローマ市民にトリプス変更が認められたとする理解が存在する。⁽¹⁰⁾ディオドロスによれば、Ap・クラウディウスは、「市民に対し、どこであれその希望するトリプスに登録される権利と、どこであれその欲するところ(等級?)で財産評価を受ける権利を与えた」という(Diod., 20.36.4)。たしかにここで対象とされてい

るのは、とりたてて限定のない「市民」である。そしてこの説においては、Ap・クラウディウスによるトリプス改革の性格として、自己の権力強化を目的とした政治的策謀としての側面より、どちらかといえばローマ軍の増強や徴税システムの再編といった行政改革的側面が強調されている。

ディオドロスの記述を重視するこの種の見解に対し、先のリウィウスの記述を比較的忠実に受け入れながら、ここで問題となっているのをローマ市民全体ではなく「ローマ市居住者」に限定して考えるのがより一般的な理解といえよう。ただし、そのローマ市居住者の具体的な内容となると、富裕者をも含む商業勢力を想定する説から、⁽¹¹⁾どちらかといえば解放奴隷を含めた「都市大衆」(*plebs urbana*)と呼ばれる社会層を想定する説、⁽¹²⁾さらにはもっぱら解放奴隷を想定する説まで、その力点の置き方は微妙に異なる。

このような諸説が存在する中で私は、L・R・テイラーやS・トレッジャリの見解に従い、⁽¹³⁾Ap・クラウディウスによる「トリプス改革」の対象を解放奴隷に限定して捉える説に立っている。

その理由の第一は、これ以降、都市トリプスへの登録があるいは農村トリプスをも含めた全トリプスへの登録かで問題となってくるのはもっぱら解放奴隷であり、ローマ市民全体はもちろんのこと、「都市大衆」全体がその対象となってくることさえないという点である。これは、政治闘争上、強力な支持者を必要としており、そのためにはあらゆる手段を講じたのではないかと思われる共和政末期の「民衆派」政治家においても等しく見られる現象である。とすれば、Ap・クラウ

デイウスのトリプス改革を、共和政期ローマの政治史上でその模倣者すら存在しない著しく突出した事件とするより、共和政末期にいたるまでも繰り返し現れる解放奴隷のトリプス登録をめぐる政治的駆引きの嚆矢と捉えておくのが自然ではなからうか。

理由の第二は、仮にここでの対象を全ローマ市民あるいは都市大衆全体とすると、それが従来のトリプス制に対するかなりラディカルな変革を意味するにもかかわらず、史料をよくよく検討してみると、そのような改革の効果もそれに対する反応もあまりにも遅いという点である。この点は従来ほとんど注目されてこなかったが、Ap・クラウディウスのトリプス改革が前三二二年から翌年にかけての彼の監察官職の時であるの対して、それへの対応がなされたのはようやく前三〇四年になってからであった。先に引用したリウィウスによれば、この年、解放奴隷の息子であるCn・フラウィウスが造営官に選出されたのをうけて初めて、ノビレス貴族たちは事の重大さを理解したかのような記述となっている。この間に一度(前三〇七年)、別の戸口調査がなされてもいるのである。⁽¹⁷⁾

なるほど、監察官の任期が終了した後もAp・クラウディウスがその職を退くことなく、前三〇八年に執政官へと立候補した際いまだ監察官にとどまっていたとする異伝が存在する(Liv. 9.42.3)。とすれば、少なくとも執政官に就任した前三〇七年にいたるまでAp・クラウディウスがその影響力を行使し、彼の改革に対して誰も手出しができなかった可能性はあろう。だがそれにしても、全ローマ市民がAp・クラウディウスの都合のよいように全トリプスへと再登録されたとすれば、ある

いは都市大衆が全農村トリプスへと再登録されたとすれば、そこから生ずる勢力地図の激変は火を見るよりも明らかであり、前三〇四年以前においてもトリプス民会での選挙が何度も行われていたにもかかわらずその効果が前三〇四年に初めて現れ、それへの対応がこれだけ遅れてしまったというのは、いかにも不自然との印象を拭いえない。

以上の理由から、解放奴隷なる語は直接史料には出てこないものの、この改革のうちに解放奴隷のトリプス登録問題を読み取るのがより妥当であると私は判断している。なるほど語義的な観点から、*humiles*なる語が指し示すのは*homoies*に対立するカテゴリーであり、それが社会集団としての解放奴隷に限定して用いられたことはないとする批判が存在する。⁽¹⁸⁾だが、トレツジャリも指摘するように⁽¹⁹⁾、解放奴隷の息子を元老院議員として選定することに失敗したことをうけて出てくる「都市下層民」は、叙述の流れからしてもやはり解放奴隷を示すと考えた方がよいのではなからうか。

それでは、トリプス改革の対象が解放奴隷であった場合、なぜその効果とそれへの対応がこれほど遅れることがありえたのか。この点を考えるにあたっては、対象となった解放奴隷の実態とその再登録方法を見ておく必要がある。まずテイラーは、この時対象となった解放奴隷として、どちらかといえば農村部に住みながらも都市トリプスへと登録されていた解放奴隷、あるいは農村部に土地財産を所有していた解放奴隷を想定している。⁽²⁰⁾それに対し、解放奴隷研究の側からこの問題にアプローチしたトレツジャリは、解放後にローマの市域に移り住んでいた解放奴隷が対象だったのではないかとする。⁽²¹⁾たしかに、先

のリウィウスの記述になんらかの真実が含まれているとするならば、「フォルムの党派」や「都市下層民」といった表現からはローマ市居住者がその対象となっていたことが窺われる。しかしながら他方で、解放後に農村部にとどまり続けた解放奴隷がことさら除外された理由は見つからない。私としては、農村部に居住するものを含めてすべての解放奴隷が対象となったが、実際のところはその大部分がローマ市居住者からなっていたと考えておきたい。

つぎに、彼ら解放奴隷はどのような形で農村トリプスへと登録変更されたのであろうか。リウィウスは、「すべてのトリプス」としか記していない。他方ディオドロスは、「どこであれその希望するトリプス」への変更が可能であったかのように述べているが、先にもふれた理由から、ディオドロスが記するような無秩序にも等しい改革が試みられたとは考え難い。トレッジャリが注目したように、共和政末期にいたってマリウスやクロディウスといったいわゆる「民衆派」の政治家たちは、解放奴隷に旧主人と同じ農村トリプスへの登録を認めようとしている。²⁵とすれば、Ap・クラウディウスによる前三一二年の措置もこれと同種の内容を持っていた可能性は高いだろう。つまり、従来、都市トリプスにのみ登録されていた解放奴隷を旧主人が属する農村トリプスにも所属させようとする試みが、この時初めてなされたのであり、その目的はおそらくこのような社会層を自己の支持基盤とすることにあったと思われる。

だが現実問題として考えた場合、いまだ公開で投票がなされていた段階で、旧主人と同一のトリプスへと所属させられた解放奴隷から一

体だけの票が期待できたかとなると、それは疑わしい。このトリプス改革をもとにAp・クラウディウスがトリプス民会を掌握し、それにより彼が自己の権力を強化するのではないかという危惧の念は、一般的に考えられているほど強くなかったのではないか。さらに言えば、この措置が遡及的なものではなく、前三一二年以降にトリプスへと登録される解放奴隷にのみ適用された可能性もあるが、その場合、他のノビレス貴族の懸念はさらに小さかったことが予想されよう。

このように考えてくるならば、史料が伝えるようにCn・フラウィウスの造営官職選出が本当にAp・クラウディウスによるトリプス改革に起因していたのか、その因果関係も当然疑わしいものとなってくる。しかしながら少なくともこの事件は、状態を前三一二年以前へと戻すのに十分な動機とはなりえた。前三〇四年、解放奴隷は再び四都市トリプスへと限定されたのであった。

さて、以上のような前三一二年の「トリプス改革」から前三〇四年の「反動」にいたるまでの一連の事件をもとに、都市トリプスの性格づけとして一体どのようなことが読み取れるのであろうか。

まずここで押さえておかねばならないのは、前三一二年以前に解放奴隷が都市トリプスへと登録されていたのは、おそらくそこが劣位のトリプスであつたからではなく、彼らの登録トリプスをその実際の居住地にできるだけ合致させようとする意図からではなかったかと思われる点である。²⁶農村部に比べ商業に従事する都市部の奴隷がより多く解放の機会を手に入れたことはつとに指摘されているし、また農村部で解放された奴隷が新たな職を求めてローマ市へと移り住ん

だ事例も多かったに違いない。とすれば、前三〇四年における監察官の措置は単なる「反動」というより、解放奴隷のトリプス登録においてへ居住地原則²⁹を復活させようとした試みとも理解されよう。

しかしながら、「移住」や「居住」の定義自体の曖昧さからすでに予想されるように、地方都市（自治都市、ローマ市民植民市等）を含めた農村トリプスに属する地域からローマ市へと移住したものに對して、どれほど厳密にトリプス変更（＝都市トリプスへの登録）が行われていたのかはわかっていない。それゆえローマ市に居住しながらも農村トリプスに登録されたままの住民がかなりいた可能性はある。少なくとも国政レヴェルで活躍する有力政治家はそのような「特権」を享受していた。他方、ローマ領の拡大と奴隷解放の増加に伴ない、農村トリプスの地域に居住しながらも都市トリプスへと登録された解放奴隷の数は増大していったに違いない。このような状況下では、二重の意味で実際の居住地と登録トリプスとの乖離が進行しつつあったと思われるが、その中であって、都市トリプスがその居住地とはかわりなく解放奴隷の登録トリプスであるとする認識は、確実に浸透していったことであろう。とすれば、通説の説くごとく、古代ローマ人の解放奴隷に対する評価と相俟って、都市トリプスを社会的に劣格であるとする評価も前三〇四年を起点に一定の広がりを持った可能性は否定できない。

(二) 共和政中期

Ap・クラウディウスの措置は、前三〇四年の監察官Q・ファビウス・

ルッリアヌスとP・デキウス・ムスとによって旧に復され、解放奴隷は四つの都市トリプスへと登録されることになった。その後の詳しい経緯は不明ながらも、リウィウスの『梗概』によれば、再び農村トリプスへと登録されていた解放奴隷は、前三四〇二〇年のいずれかの時期にまたもや四都市トリプスへと限定されることになったようである(Liv. per. 20)。そして最終的には、前一六九年の措置により彼らの境遇は一段と不利なものになったと考えられている。しかしそれを伝えるリウィウスの記述がかなり難解であるため、前一六九年前後の状況をめぐっては意見の対立が見られる³⁰。

以下のものを除いて、解放奴隷は四つの都市トリプスに登録されていた。五歳以上になる実子を持つもの——このようなものは、直前に戸口調査を受けた場所で戸口調査を受けるよう監察官は命じた——および三万セステルティウス以上の土地あるいは農地を所有するもの、[……(欠損)……]戸口調査を受ける権利が与えられた。(中略)これらのことが両監察官の間で討議され、そしてついに彼らは、次のような解決策へと訴えた。すなわち、リベルタスのアトリウム(atrium Libertatis)において公開で、四都市トリプスの中からひとつのトリプスが籤引きにより選出され、かつて奴隷であったことのあるものはすべてそのトリプスへと放り込まれるようにと。籤はエスキリナ区に当たった。Ti・グラックスは、すべての解放奴隷はそのトリプスで戸口調査を受けるよう決定されたと宣言した(Liv. 45.15.1-6)。

引用文中の中略部で展開されているのは、別稿において検討した「トリブスから移す」をめぐる両監察官C・クラウディウスとTi・グラックスとのやり取りであり、最終的にはここで記されたように両者の妥協の結果、解放奴隷は籤引きにより選出されたエスキリナ区へと登録されたのであった。ただし以後の解放奴隷の登録がエスキリナ区のみ固定されたわけではなく、戸口調査のたびごとに新たな籤引きが行われ、それをもとに都市トリブスがひとつ選出されたのではないかと考えられている⁽³¹⁾。

さて解釈が分かれるのは、引用の前半部に見られる都市トリブス登録からの除外規定に関してである。リウィウスによれば、「五歳以上になる実子を持つもの、……および三万セステルティウス以上の土地あるいは農地を所有するもの」に対して、農村トリブスへの登録が認められていたという。ティラーは、解放奴隷にとって有利なこれらの措置をなしたのは前一七九年の監察官M・アエミリウス・レビドウスとM・フルウィウス・ノビリオルであり、続く前一七四年の監察官によりなんらかの制限がなされた後、前一六九年、すでに農村トリブスへと登録されているものを除いてこのような措置は廃止されたのである⁽³²⁾と解している。それに対して、他の史料との整合性を重要視し(Cic., *Orat.*, 1,38; [Victor], *Vit. ill.*, 57)、リウィウスが記しているような形で解放奴隷を四都市トリブスへと登録したのも二つの除外規定を設けたのも、ともに前一六九年の監察官であったとする解釈も存在する⁽³³⁾。

とはいえ、ここでのわれわれの関心にとっては次の点を確認してお

くだけで十分であろう。すなわちそれは、マージ・ドーリアが述べるように、このリウィウスの記述をとりたてて疑うだけの材料がないとすれば、少なくとも解放奴隷の一部に対して農村トリブスへの登録が認められていたという点である。一般的には、「五歳以上になる実子を持つもの」という規定は「三万セステルティウス以上」という規定とは独立の資格要件であったと考えられており、おそらくは富裕な解放奴隷のみならず、実子を持つことを条件とする農村トリブスへの登録も可能であった。なるほど上に紹介したティラー説に従えば、この種の除外規定は前一七九―一六九年までの極めて限られた期間にのみ適用されたことになる。だがそもそも監察官の措置というものがその後の戸口調査に対してなんらかの法的拘束力を持たなかったのであれば、後の監察官たちが例外規定の適用を含めて前一六九年以前のやり方に立ち返ったと考えることもできよう。

以上、共和政中期において、解放奴隷がもっぱら都市トリブスへのみ登録されたわけではなく、一定の条件を満たしさえすれば農村トリブスへも登録されたことが明らかとなる。つまり一部の解放奴隷は農村トリブスへと登録されるにふさわしいと判断されていたということであるが、しかしながら他方で、このように一定の条件を満たした解放奴隷のみが農村トリブスへの登録を許されたという事態は、当然のことながらそうでないものとの間に格差を生じさせ、そうでないものが登録された都市トリブスの評価を一段と低めることになったのではないかという可能性も見逃すことはできない。

(三) 共和政末期

さて共和政末期に入ると、解放奴隷がいわゆる「民衆派」政治家の格好のターゲットになる客観的条件が整ってくる。⁽³⁶⁾すなわちひとつには、前一二三年に穀物の安価な配給が始まり前五八年にはそれが無料となった結果、ローマ市へと流入する解放奴隷の数が飛躍的に増大した。さらには、前一二九年以降に導入された一連の「秘密投票法」

(*leges tabellariae*)により、民会の投票時においては解放奴隷に対するかつての主人の影響力が格段に弱められていたことが予測されるのである。このような条件のもと、共和政末期になると解放奴隷のトリプス登録をめぐる問題が政治課題のひとつとして再浮上してくるが、まずは、そのアウトラインを確認しておこう。

「解放奴隷の投票に関する法」であったこと以外その実態が全く不明な、前一一五年の執政官M・アエミリウス・スカウルスによる立法の後(*Viv. ill.*, 72.5)、前八八年の護民官であるP・スルピキウス・ルフスが、同盟市戦争により市民権を獲得した新市民ともども解放奴隷を既存の三五全トリプスに登録すべく改革を行った。⁽³⁷⁾しかし、その後の「マリウス・キンナ派」対「スッラ派」の内乱を経過するうちに、新市民はそのまま三五トリプスへと登録されたが、解放奴隷はスッラにより再び都市トリプスへと限定されたようである。⁽³⁸⁾というのも前六七〇六年、護民官のC・マニリウスが、解放奴隷の全トリプスへの登録という問題を再度持ち出しているからである(*Ascon.*, 45C; 64C)。この時のマニリウス法も手続き上の不備を理由に廃案となったが、前五三年には法務官選挙に立候補していたクロディウスが、選挙公約と

して同種の提案を再び掲げていた(*Cic.*, *Mill.*, 87; 89; *Ascon.*, 52C; *Schol. Bob.*, 173Sc.)。しかし周知のとく、クロディウスの公約も彼の殺害により実現を見ることはなかった。結局のところ、文献史料で見える限り、解放奴隷は都市トリプスに登録され続けたのであり、カエサルやアウグストゥス時代にも解放奴隷のトリプス登録に関して変更がなされた形跡は見られない。

さて、いずれも挫折しているとはいえ、デマゴーグとされるこれら「民衆派」政治家たちの活動の中で注目されるのは、彼らによって提案された解放奴隷の「全トリプスへの登録」が一体どのようなやり方だったのかである。この点に関して、キケロやアスコニウスはそれ以上の詳しい情報を提供していないが、三世紀初頭の歴史家カッシウス・ディオはそれを知る手がかりとなるような記述を残している。すなわちディオはマニリウスの活動に関して、「(マニリウスは)解放奴隷身分のものに対して、彼らを解放したものとともに投票する権利を与えた」(*Dio.*, 36.42.2)と記しているのである。ここからモムゼンは、マニリウス法により解放奴隷は彼らの保護者である旧主人と同一のトリプスに属することを認められたのであり、スルピキウス法やクロディウスの予定されていた法案も基本的には同一の内容を持っていたと主張した。⁽³⁹⁾

この点に関して、「全トリプスへの登録」といった表現にとどめている研究も依然として見受けられるが、⁽⁴⁰⁾ここではテイラーやトレッジャリに従い、モムゼン説を受け入れておきたい。⁽⁴¹⁾論理的に考えても、そのような登録が最も自然であったと判断される。というのも、政治が

極度に混乱していた共和政末期とはいえ、解放奴隷にのみ全く自由なトリプス選択が認められたとはおよそ考えられず、彼らにも当然、登録のためのなんらかの原則が適用されたことであろう。とすれば最も可能性が高いのは出生自由人同様の入居住地原則⁴⁵であるが、その場合、すでに出生自由人の間でも厳密な対応関係を失っていた実際の居住地への登録より——そもそもそのようなやり方では大部分の解放奴隷が都市トリプス登録のままとなろう——、旧主人と同一のトリプスへの登録が最も妥当な方法のように思われるからである。キケロがクロデイウスの法案に関して、「われわれの身柄をわれわれの奴隷たちに引き渡すための法案」(Cic. Mil. 87)と批難しているのも、この種の登録への言及と解することができよう。

この一連のやり取りからは、共和政末期においてもおそらく解放奴隷の大部分が都市トリプスへと登録されていたこと、そして彼らの全トリプスへの分配が少なからぬ政治変動をもたらす要因と捉えられていたことが読み取れる。⁴⁶だがここで留意すべきは、解放奴隷が社会的な劣格者でありそれゆえ彼らには都市トリプスこそがふさわしいとする言説、あるいはそんな彼らと同一のトリプスに属することを忌避するような言説は、はつきりとした形では見られないという点である。解放奴隷のトリプス再分配への反対はあくまでも政治的、より正確に言えば投票システム上の理由からにすぎない。しかもその投票システム上の理由にしても、解放の権限が主人の側に留保されていた以上、たとえ「秘密投票制」のもととはいえ、意に添わぬ解放奴隷の、しかも一致団結した投票によって旧主人の利害がどれほど脅かされたかは

疑問である。⁴⁸

このように見てくるならば、解放奴隷のトリプス再分配が支配エリートの中に激しい抵抗を引き起こした真の理由は、次のようなことではなかったかと思えてくる。すなわち、自己の属するトリプスの掌握という観点からすれば、自らの解放奴隷がそこに登録されるのはむしろ望ましかったが、しかし他人の解放奴隷も同様に登録されることからくる投票行動の不透明さ、つまり従来以上に「票が読めなくなる」⁴⁹ことへの危惧の念がそのような対応を引き起こしたのではないかと。解放奴隷の農村トリプスへの登録は、確実などころでは前三一二—三〇四年の限られた期間に実現したにすぎなかった。それゆえそこからどのような事態が生ずるのかについての判断は、いずれにせよ多分に推測的なものにとどまったことであろう。

ところで、共和政末期における都市トリプスとかがわって、ここでひとつ注目しておきたいことがある。それはキケロの不倶戴天の政敵であるクロデイウスが、都市トリプスと極めて結びつきの深い人物であったという点である。⁴⁶「君のパラティナ区」といったキケロの表現をもとに(Cic. Dom. 49)、クロデイウス自身は一般的に、都市トリプスのひとつであるパラティナ区の所屬とされている。テイラーは、先述のカエクスの時代にクラウディウス氏の一部が(クロデイウスは名門のクラウディウス氏所屬)農村トリプスからこの都市トリプスへと転籍したのではないかと推測しているが、⁴⁷後述するように、パラティナ区はクラウディウス氏の他にも多くの社会的上層を抱えるトリプスである。もともとキケロの筆致からすれば、クロデイウスはこのよう

なパラティナ区に対して、常に十全な影響力を行使していたわけではなく、知人ウァティニウスの選挙に際しては、自己のパラティナ区の票を都合することにすら失敗していた模様である(Cic. *Sest.* 114; *Dom.* 49)。

さらにキケロによれば、「クロディウスは」何度もトリブスを召集し、間を取り持ち、新コッリナ区を墮落しきった市民らの一団を登録させて構成していった」(Cic. *Mil.* 25)という。この中には、もうひとつの都市トリブス、コッリナ区とクロディウスとの結びつきが示唆されている。ちなみに、帝政期の碑文史料をもとに(CIL VI, 24627; 24628)、クロディウスの腹心の部下であるセクストゥス・クロディウス／クロエリウスが、このコッリナ区の所属であった可能性も指摘されているが、当の「新コッリナ区」という表現が一体何を意味するのかとなると難問であり、依然、満足のいく説明はなされていない⁴⁹⁾。

たとえば、「用心深くも、伝統的な解釈にとどめている」と評されたテイラーは、「新コッリナ区」という表現はすでにコッリナ区からの従者の一団を持っていたクロディウスが、同じコッリナ区から新たな従者の一団を召集したことを意味すると解している⁵¹⁾。他方、トレッジャリはそれを、クロディウスによってローマ市居住の解放奴隷が農村トリブスへと登録されることに伴ない彼らが及ぼすであろう影響力への言及であるとする⁵²⁾。またJ・M・フランバールは、ニコレの研究に依拠しながら、同盟市戦争後に新市民登録のために当初予定されていた「二重トリブス」(tribus-bis)の如きものを想定している⁵⁴⁾。

それに対し私自身はどうかといえ、テイラー説を基本に据えなが

らも次のように考えている。まず、同盟市戦争後の激しい抵抗のことを思い浮かべるならば、文字通りのトリブスの新設(「新コッリナ区」はもちろんのこと、クロディウスがここでトリブス制のなんらかの改革を試みようとしていたとはおよそ考えられない。そもそもこの時のクロディウスは無官であった。そこでトレッジャリなどは、クロディウスの教唆により、「トリブス役人」(tribus officarii)によってトリブス・リストの違法な改竄がなされたのではないかとしているが、もしそうであるならば、そのような違法性への直接的な攻撃のほうにむしる効果があったのではないか。つまりここでの「新コッリナ区」は、解放奴隷の農村トリブスへの再分配を含めトリブス制の変革に関わる言及ではないとするのが妥当であろう。

クロディウスが、ローマ市に居住するいわゆる「都市大衆」を政治活動の基盤としていたことはよく知られている⁵⁵⁾。その際は、都市大衆をウイクスという単位毎に組織化し、それを民会における投票や広場・通りにおける暴力行使のための圧力集団として利用していた。キケロはそれをもっぱら奴隷から成り立っていたかのように記述しているが、実際にはその中に解放奴隷や下層の出生自由人も含まれたことは疑いない。おそらくキケロはこの種の集団のひとつを、ここで「新コッリナ区」と名指しているのであろう。他方、クロディウスのパラティナ区所属はともかくとして、彼の従者の所属トリブスに関して、キケロがそれをどのように識別できたのかとなると大いに疑問である。もちろん、彼らが民会での投票に際し当該トリブスの列に並んでいる場合にはそれも可能であろうが、奴隷を含みこみながら、広

場や通りにおいて圧力集団として活動している場合には、彼らの所属トリブスを判別することは不可能であつたろう。

以上のように言えるのであれば、ここでキケロが示唆しているのは、そのようなクロディウスの従者が、市民であるか奴隷であるかにはかわりなく、また実際の所属トリブスがどこであるかにもかかわりなく、本来のコッリナ区を構成する地域のウイクスから動員されていたという事実だったのではなからうか。奴隷を含み込むそのような一団に向け、キケロはたつぷりと皮肉を込めながら、「新コッリナ区」と表現しているのであろう。

詳細はともかく、これらの事実から明らかとなるのは、キケロがクロディウスの活動を「都市大衆」ひいては都市トリブスとのかかわりで理解し記述しているという点である。言うまでもなくクロディウスは、キケロにローマからの追放をもたらした張本人であつた。そこでキケロが都市トリブスに対し、たとえ敵対的な評価あるいは侮蔑的な評価を下している場合でも、その背後にほかならぬ政敵クロディウスへの敵意・憎悪が潜んでいる可能性は考えられないであろうか。もしそうであるならば、キケロによる都市トリブスの評価やそのようなキケロに依拠した史料には、かなりのバイアスが予想されることになるう。

(四) 碑文に現れる解放奴隷

文献史料から知られる都市トリブスと解放奴隷との関連は以上であるが、われわれは碑文史料からもいくつかの情報を得ることができる。

まずは、一九九六年からG・フォルニによって刊行が始まっているローマ市民の「トリブス一覧」において、幸いにも共和政期にかかわる部分がすでに出版されているので、それをもとに解放奴隷のトリブス登録を見ていこう。次頁の表1の(a)欄は、そのフォルニの研究をもとに、所属トリブス名が分かる共和政期の人物を一覧表にしたものである。それらのうちでフォルニが解放奴隷として挙げるのは六例であり、その内訳は、パラティナ区が四例、メネニア区が一例、クイリナ区が一例となる⁽⁶⁸⁾。そもそも碑文の少ない共和政期であることに加え、トリブス名を記している解放奴隷の数自体も非常に少ないのであるが、その中であつて、注目すべきことに農村トリブスの所属が二例存在するのである。わずかに二例とはいえこれにより、本章第(2)項で言及した措置が、碑文史料によつても具体的に裏づけられたといえようか。

つぎに、都市トリブスという観点からとりわけ重要な『ラテン碑文集成』第六巻、つまり「ローマ市」から出土した碑文に目を向けてみよう。表1の(c)欄は、『ラテン碑文集成』第六巻の索引をもとに、名前に「〇〇の解放奴隷」と明記されている人物に関して、その所属トリブスを一覧表にしたものである(時代はすべて帝政期)。もちろん碑文内容の具体的な検討によりさらに多くの解放奴隷を確定することは可能と思われるが、それにしても予想される解放奴隷の多さと比べると、知られる事例数は極めて少ない。その中であつて、共和政期同様に都市トリブスのひとつであるパラティナ区の所属者が相対的に多いこと(六例)、そしてエスキリナ区(二例)やスプラナ区(二例)といった他の都市トリブスにも解放奴隷が現れていることが目を引く。

[表1]

トリブス名	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)
AEMILIA	22	14	4	9	1	0	0	39
ANIENSIS	16	9	5	18	0	0	0	57
ARNENSIS	24	11	2	15	0	0	1	47
CAMILIA	12	7	2	5	0	0	0	45
CLAUDIA	14	5	0	19	3	1	0	43
CLUSTUMINA	16	8	11	18	0	0	1	31
COLLINA	19	4	2	6	0	0	24	124
CORNELIA	20	12	13	11	0	0	0	25
ESQUILINA	1	0	0	0	1	4	1	7
FABIA	16	11	0	39	2	0	1	91
FALERNA	30	10	3	11	1	1	0	38
GALERIA	20	6	1	49	1	0	0	61
HORATIA	17	12	3	10	0	0	0	23
LEMONIA	14	10	4	7	1	0	0	26
MAECIA	19	14	3	4	1	0	0	24
MENENIA	18	10	2	4	0	0	0	26
OUFENTINA	14	9	2	10	0	0	0	37
PALATINA	21	5	0	47	6	0	3	151
PAPIRIA	13	21	1	15	0	0	1	47
POBLILIA	7	11	0	10	1	0	0	26
POLLIA	27	11	0	19	0	0	0	101
POMPTINA	21	7	2	8	0	1	1	53
PUPINIA	14	7	1	12	0	0	0	22
QUIRINA	37	17	6	96	1	0	1	133
ROMILIA	23	7	2	4	0	0	0	17
SABATINA	9	5	3	5	0	0	0	18
SCAPTIA	5	2	1	2	0	0	0	35
SERGIA	31	13	2	32	0	0	1	49
STELLATINA	41	8	3	13	0	0	0	39
SUBURANA	2	1	0	0	2	0	3	11
TERETINA	38	14	6	15	0	1	1	22
TROMENTINA	15	9	2	15	0	0	0	20
VELINA	33	13	8	16	0	0	1	56
VOLTINIA	10	4	0	38	0	0	1	53
VOTURIA	10	3	2	3	0	0	0	21

(a) トリブスのわかる個人(共和政期) (b) 元老院議員＝氏族・家族(共和政期、推定を含む)

(c) 騎士(共和政期) (d) 騎士(帝政期) (e) 解放奴隷 (f) 役者 (g) 非嫡出子

(h) トリブスのわかる個人(ローマ市)

(a) G.Forni, *Le tribù romane* I-1, Roma 1996, (b) L.R.Taylor, *The Voting Districts of the Roman Republic. The Thirty-five Urban and Rural Tribes*, Rome 1960, (c) Cl.Nicolet, *L'ordre équestre à l'époque républicaine (312-43 av.J.-C.)* II, Paris 1974, (d) H.Devijver, *Prosopographia militiarum equestrium quae fuerunt ab Augusto ad Gallienum*, Leuven 1976-1993, (e)(g)(h) *CIL* VI, index, (f) H.Leppin, *Histrionen. Untersuchungen zur sozialen Stellung von Bühnenkünstlern im Westen des Römischen Reiches zur Zeit der Republik und des Principats*, Bonn 1992より作成。

トリブス名の記載であることがほぼ確実な二一例のうち、都市トリブス全体の割合は九例〓四三%となる。帝政期に入ってから引き続き、解放奴隷は都市トリブスへと登録される傾向にあったとひとまずはいえよう。

だが他方で、共和政期同様に帝政期においても、農村トリブスに登録された解放奴隷が確実に存在したという事実も、ここからは読み取れるのである。『ラテン碑文集成』第六巻は周知のごとく、「ローマ市」に対応する碑文を集めたものであるが、そこにおいてさえ農村トリブスへと登録された解放奴隷が一二例〓五七%、姿を現しているのである⁽⁶¹⁾。もともと、碑文における表記方法の特徴まで含めて考えるならば、都市トリブス〓四三%、農村トリブス〓五七%という数字はそのままで受け取るわけにはいかない。

というのも、まず碑文上の記載において解放奴隷はその保護者が皇帝である場合以外、自らが解放奴隷であることを明記するのを避ける傾向にあったとされており、それゆえ「父子関係」(filiation)が記されていない、つまり出生自由人であることがはっきりとしないものの中にもかなりの解放奴隷が含まれていることが予測されるからである。具体的にはこの場合、多くの碑文が残されているコッリナ区やパラティナ区所属者の中に、この種の解放奴隷が存在する可能性がある。さらには解放奴隷の息子ともなれば、出生自由人として「父子関係」を明記することができる以上、「父子関係」を記しているものの中にも系譜上奴隷に遡る人物がかなり含まれている可能性が付け加わる。つまり、碑文総数(表1(h)欄)⁽⁶³⁾で目を引くパラティナ区やコッリナ区所属

者の多さが、実は解放奴隷の都市トリブス登録に起因している可能性が高いのであり、もしそうであるならば、都市トリブスへと登録された解放奴隷の割合は、表面的な数字をもとにしたそれよりかなり高くなることが予想されよう。

もうひとつ考えられるのは、農村トリブスへの登録を認められた解放奴隷がそのことを誇示するためにわざわざトリブス名を記し、他方、都市トリブスの場合には、そのようなことをする解放奴隷が極めてまれであった可能性である⁽⁶⁴⁾。その場合、農村トリブス所属者と都市トリブス所属者との割合は大きく逆転することになる。ただしこの仮説が成り立つためには、都市トリブスがより劣格なトリブスであり、それゆえ解放奴隷はそこへの所属を隠したがる傾向にあったこと、あるいは少なくともそれを明記する必要性を感じなかったことが前提となる。しかしこの種の議論は、まさに都市トリブスの劣格性そのものを問うている本稿にとってはいわば論点先取の議論となるので、当該可能性についてはひとまず考慮の外に置いておく。

かくして私も、これらの少ないデータをもとにして、帝政期においては都市トリブス登録と農村トリブス登録の割合がほぼ半々であったとまで主張するつもりはない。しかしながら、原則は厳しくともその運用が極めて柔軟であった古代ローマの諸制度を思うとき、たとえ解放奴隷の都市トリブス登録という原則がいまだ生きていたとして、実際には農村トリブスへと登録された「例外」もかなりの数に及んだのではないかと思われるのである。帝政期に入り民会がその実質的な機能を次第に失っていく中であって、おそらくトリブス登録といっ

た問題は、共和政期におけるような政治的な意味合いをほとんど持つてはいなかった。とすれば少なくとも政治的観点からして、共和政期に見られたような農村トリブス登録への執拗な抵抗を生じさせないだけの条件は整っていたのではなからうか。

『ラテン碑文集成』第六巻から得られる知見は以上であるが、ここでオステティアおよびプテオリといった港湾都市において見られるパラティナ区所属者について、簡単にふれておきたい。両都市からの碑文にパラティナ区所属者が多く現れることは従来から注目されてきた。

これに関してテイラーは、それぞれ本来の所属トリブスとしてウォトゥリア区とファレルナ区を持っていたオステティアとプテオリが、港湾整備に強い関心を示していたトラヤヌス帝により「第二トリブス」(second tribe)としてパラティナ区を割り当てられたのではないかと考えた。パラティナ区が選ばれた理由は、両港湾都市と首都ローマとの行政的な結びつきの強さである。⁽⁶⁵⁾ それに対して R・メグズや J・H・ダームズなどは、そこに見られるパラティナ区は当該人物やあるいはその祖先が解放奴隷であったことに起因すると考え、系譜上奴隷出自である人物を特定するための指標としてパラティナ区の記載を用いている。⁽⁶⁶⁾

メグズやダームズの見解の方がおそらく正しいのであろうが、本稿との関連でむしろ注目したいのは、以下の事実である。すなわちそれはオステティアにおける解放奴隷の子孫の中には、パラティナ区に登録されているものがある一方で、彼らの保護者のトリブス、つまりオステティア本来のトリブスであるウォトゥリア区に登録されているものも

いること。⁽⁶⁷⁾ また二世紀になるとオステティアの最高政務官である二人官就任者や都市参事会員のなかにパラティナ区を記載するものが幾人か現れてくるようになり、さらに都市参事会員のなかには他の都市トリブスであるコッリナ区所属者も一例見られることである。⁽⁶⁸⁾ これらの事例は、最初パラティナ区へと登録された解放奴隷とその子孫が、社会的な上昇に伴ないパラティナ区からウォトゥリア区へとその所属トリブスを変更するというパターンが、決して一般的なものではなかったことを如実に物語っている。⁽⁶⁹⁾ そしてまた、都市トリブスであるパラティナ区(おそらくはコッリナ区も)と農村トリブスであるウォトゥリア区との間には、どうやら明確な優劣関係の意識が存在しなかったといえようか。

註

- (1) たとえば、*OCD*, s. v. *tribus*.
- (2) 解放奴隷に関する邦語文献としては、島田誠「元首政期のローマ市民団と解放奴隷」『史学雑誌』九五―三、一九八六年、一―三六頁「『島田「ローマ市民団と解放奴隷」」、同『コロッセウムからよむローマ帝国』講談社、一九九九年、一三八―一八六頁が詳しい。
- (3) デ・サンクティスの言(*G. De Sanctis, Storia dei Romani* II, Torino 1907)のようであるが、筆者未見。E. S. Staveley, *The Political Aims of Appius Claudius Caecus*, *Historia* 8, 1959, 410ff. T. J. Cornell, *The Conquest of Italy*, in: *CAH* VII-2, 399ff.
- (4) Cl. Nicolet, *Appius Claudius et le double Forum de Capoue*, *Latomus* 20, 1961, 683-720.
- (5) Th. Mommsen, *Römisches Staatsrecht* [=Mommsen, *SR*] II³, Leipzig 1887-1888(Graz 1969) [頁数は復刻版に於て], 402-406; III³, 184-185.

- (9) 誰レベダ' E. Ferenczy, *The Censorship of Appius Claudius Caecus, AmHung* 15, 1967 [=id., *From the Patrician State to the Patricio-plebeian State*, Budapest 1976, 144-178], 52-53 参照 [以下'引用は雑誌論文より']。
- (10) Pl. Fraccaro, «tribules» ed «aerarii». Una ricerca di diritto pubblico romano, *Athenaeum* N. S. 11, 1933, 150-172.
- (11) たとえば' Staveley, *op. cit.*, 414-415; H・M・ラースト/鈴木一州訳「セルウィウスの改革」古代学協会編『西洋古代史論集Ⅱ』東京大学出版会、一九七五年、二六九―二七三頁参照。なお、同論文における鈴木氏の訳注には、先のフランクロー論文の詳しい紹介もある(二一九―二二九三頁)。
- (12) C. Masi Doria, Zum Bürgerrecht der Freigelassenen, in: M.J. Schemmaier/Z. Vögels, *Ars boni et aequi. Festschrift für W. Waldstein zum 65. Geburtstag*, Stuttgart 1993, 244-245.
- (13) Ferenczy, *op. cit.*, 51-61; L. Loreto, La censura di Appio Claudio, l'edità di Cn. Flavio e la razionalizzazione delle strutture interne dello stato romano, *A&R* 36, 1991, 191-197.
- (14) Ferenczy, *op. cit.*, 60.
- (15) Loreto, *op. cit.*, 193-195.
- (16) Staveley, *op. cit.*, 415-416; R. A. Bauman, *Lawyers in Roman Republican Politics. A Study of the Roman Jurists in Their Political Setting*, 316-82 BC, München 1983, 32-39.
- (17) Masi Doria, *op. cit.*, 248-249; Cornell, *op. cit.*, 395-396; id., *The Beginnings of Rome. Italy and Rome from the Bronze Age to the Punic Wars (c.1000-264 BC)*, London/New York 1995, 374.
- (18) S. Treggiari, *Roman Freedmen during the Late Republic*, Oxford 1969 [=Treggiari, *Freedmen*] 38-42.
- (19) L. R. Taylor, *The Voting Districts of the Roman Republic. The Thirty-five Urban and Rural Tribes*, Rome 1960 [=Taylor, *Voting*

Districts], 133-137; Treggiari, *Freedmen*, 38-42.

- (20) 前二〇七の監察官は' M・ウァレリウス・マクシムスとC・ユニウス・プブルクス・ブルトゥスであり、後者は、前三一年、App・クラウディウスによって選定された元老院議員のリストを無視しそれ以前のリストに基づいて元老院を召集した執政官のひとりでもあった。つまり、明らかに反クラウディウス派の人物が監察官に就任しているのであるが、フェレンツィは、前者のM・ウァレリウスを無条件なクラウディウス支持者とし、この間の政治を、あくまでもApp・クラウディウスと彼に反対する勢力との間の「妥協の産物」と捉えている(Ferenczy, *op. cit.*, 48)。
- (21) 実は' Vir. ill., 32,2,1およびAmpel, 18, 6においては、Q・ファビウスの活動として「解放奴隷のトリブスからの排除」が述べられているのであるが、マシー・ドーリアはこれを前二三〇年のQ・ファビウス・マクシムス・クンクタトルとの混同として説明可能とする(Masi Doria, *op. cit.*, 245)。
- (22) Ferenczy, *op. cit.*, 56.
- (23) Masi Doria, *op. cit.*, 247.
- (24) Treggiari, *Freedmen*, 39.
- (25) Taylor, *Voting Districts*, 135-136.
- (26) Treggiari, *Freedmen*, 39-41.
- (27) Treggiari, *Freedmen*, 41-42.
- (28) 誰レベダ' 以下(6)項参照。
- (29) Treggiari, *Freedmen*, 106-110. 以下のクンクタトルの主張自体は、そのように傾倒や誇張の強調たるべきを戒めるように記述されている。
- (30) N. Purcell, *The City of Rome and the plebs urbana in the Late Republic*, in: *CAH IX*, 648-650.
- (31) 誰レベダ' Masi Doria, *op. cit.*, 252 参照。

- (30) 拙稿「トリブスから移す」一三二—一四頁、一二〇頁。
- (31) Mommsen, *StR* III², 438, n.1; Taylor, *Voting Districts*, 141; Treggiari, *Freedmen*, 47.
- (32) Taylor, *Voting Districts*, 139-141. ちなみに Treggiari, *Freedmen*, 43-45 は、実子に関する除外規定が、前一七四年に廃止されたのではないかとする。
- (33) J. Ch. Dumont, *Servus. Rome et l'esclavage sous la république*, Rome 1987, 57-63.
- (34) Masi Doria, *op. cit.*, 251.
- (35) Mommsen, *StR* III², 437 に始まり、ほとんどの論者がそのような理解であるように思われる。
- (36) 以下 Taylor, *Voting Districts*, 141.
- (37) スルピキウスの活動に関しては、拙稿「前八八年のスラのローマ進軍について」『歴史学研究』五五九、一九八六年、一六—二五頁参照。
- (38) R. Seager, Sulla, in: *CAH* IX², 203.
- (39) Mommsen, *StR* III², 439-440.
- (40) 以下 R. Seager, *Pompey. A Political Biography*, Oxford 1979, 39; B.A. Marshall, *A Historical Commentary on Asconius*, Columbia 1985, 203-204 を参照。
- (41) Taylor, *Voting Districts*, 144-145; Treggiari, *Freedmen*, 50.
- (42) T. P. Wiseman, *The Senate and the Populares*, 69-60 B.C., in: *CAH* IX², 337 を参照。
- (43) テイラーは立法のためのトリブス民会（平民会）における影響の大きさを重視し（Taylor, *Voting Districts*, 144-145）、他方、ワイズマンは富裕な解放奴隷によるケントゥリア民会における影響まで想定している（Wiseman, *op. cit.*, 337）。
- (44) cf. Treggiari, *Freedmen*, 162-168; 193; 227.
- (45) 前三世紀の後半に生じたトリブス新設の停止、および「ケントゥリア民会の改革」の背景にも同様の動機を読み取りうると私は考えている。拙稿「ケントゥリア民会の改革とローマ共和政中期のトリブス」『古代文化』四七—一九九五年、一四—二二頁参照。
- (46) クロディウス全般に関しては、拙稿「P・クロディウスをめぐる最近の諸研究——ローマ共和政末期の「都市民衆」とのかかわりで——」『名古屋大学文学部研究論集』一〇七、一九九〇年（拙稿「クロディウスをめぐる最近の諸研究」ハセー一〇二頁参照）。
- (47) Taylor, *Voting Districts*, 284-285.
- (48) T.P. Wiseman, *Caesar, Pompey and Rome*, 59-50 B. C., in: *CAH* IX², 405, n. 144.
- (49) H. Benet, *Die Politik des P. Clodius Pulcher. Untersuchungen zur Denaturierung des Clientelwesens in der aussehenden römischen Republik*, Stuttgart 1987, 127-130 などは、諸説を紹介・検討しながら、自身の最終的な判断は控えている。
- (50) J.-M. Flanbard, Clodius, les collègues, la plèbe et les esclaves. *Recherches sur la politique populaire au milieu du I^{er} siècle*, *MEFR* 89, 1977 [=Flanbard, *MEFR* 89], 149, n.130.
- (51) Taylor, *Voting Districts*, 145, n. 50.
- (52) S. Treggiari, *A New Collina*, *Historia* 19, 1970 [=Treggiari, *New Collina*], 121-122.
- (53) Cl. Nicolet, *Le métier de citoyen dans la Rome républicaine*, Paris 1976, 317-318.
- (54) Flanbard, *MEFR* 89, 149-151; id., *Nouvel examen d'un dossier prosopographique: le cas de Sex. Clodius/Cloelius*, *MEFR* 90, 1978, 245, n.40.
- (55) Treggiari, *New Collina*, 122.
- (56) 拙稿「クロディウスをめぐる最近の諸研究」および拙稿「ローマ共和政末期の「街区」——都市ローマにおけるウィークスの実態——」長谷川博隆編『権力・知・日常——ヨーロッパ史の現場へ——』名

古屋大学出版会、一九九一年、二九—五六頁参照。

- (57) そのふたつはローマンスの表現は、たゞゆき Cic., *Orat.*, 1, 38など。
 (58) G. Forni, *Le tribu romane* I-1, Roma 1996, 2-90.
 (59) no. 269 (PAL); 275 (PAL); 425 (PAL); 451 (QUID); 473 (MEN); 558 (PAL).
 (60) (AEM) 23519. (CLA) 23636; 27609A; 27609B. (ESO) 9165. (FAB) 220 (9); 220 (25). (FAL) 37171. (GAL) 22091. (LEM) 38283. (MAE) 36020 (?). (PAL) 16796; 26178; 27806; 34626; 38918; 39039S. (POB) 32754. (QUID) 18431. (SUC) 19267; 26215V. たゞ、G. Forni, *Le tribu romane* I-2, Roma 1999, 626, n. 224¹⁶ スプラナ区の二例についても Sublitus) もしくは Sub[uranus] という家族名である可能性も指摘してゐる。
 (61) フォルニによる「トリプス一覧」は、現在までのところ帝政期に關してA-Iの項目が刊行されている。参考までに、そこから『ラテン碑文集成』第六巻との重複を避ける形で解放奴隷を拾い上げるならば全二五例であり、その内訳は、パラティナ区一五例(二六〇%)、コッリナ区二例(都市トリプス全体では六八%)、クイリナ区二例、カミリア区、クラウディア区、ガレリア区、スカプティア区、セルギア区、トゥロメンティナ区各一例となる。
 (62) L. R. Taylor, *Freedmen and Freedmen in the Epitaphs of Imperial Rome*, *ALPh* 82, 1961, 120-122; 畠田「ローマ市民団と解放奴隷」一六頁。
 (63) 多分に拾い漏れが予想されるので、当該欄の数字はあくまでも参考まで。
 (64) Taylor, *Voting Districts*, 147; Treggiani, *Freedmen*, 251. たゞしテイラーは、そもそも解放奴隷にはトリプス記載が認められていなかったとする説の有効性も否定してはゐない。
 (65) Taylor, *Voting Districts*, 322-323.
 (66) R. Meiggs, *Roman Ostia*, Oxford 1973(1997), 190-191; J. H. D'Arms,

Commerce and Social Standing in Ancient Rome, Cambridge, Mass.

1981, 121-148. 同様の解釈を採用するのは H. Mountsén, *Mobility and Social Change in Italian Towns during the Principate*, in: H. M. Parkins (ed.), *Roman Urbanism beyond the Consumer City*, London/New York 1997, 71. このようにパラティナ区、あるいはコッリナ区表記を奴隷出自家系の指標として用いることに關するより一般的な検討としては W. Eck, *Ordo equestrum Romanorum, ordo libertorum*. Freigelassene und ihre Nachkommen im römischen Ritterstand, in: *L'ordre équestre. Histoire d'une aristocratie (II^e siècle av. J.-C.-III^e siècle ap. J.-C.)*, Roma 1999, 10-14 參照。

- (67) Meigs, *op. cit.*, 191.
 (68) Meigs, *op. cit.*, 196-211; 511-517.
 (69) cf. Eck, *op. cit.*, 11.

二 役者と都市トリブス

コルネリウス・ネポスがその『英雄伝』の序において述べているように、古代ギリシア世界とローマとの間における慣習の違いのひとつに、舞台上がたつて演劇に携わるものに対する評価があった (*Not. praef.*)。すなわち、ギリシア世界ではそのような行為がなんら不名誉とはならなかったのに対して、すでに共和政期以来のローマにおいては、演劇や舞台にかかわったものたちが職業的に差別を被り、「トリブスから移す」という形で監察官の譴責の対象となっていたことが窺われるのである。詳しくは後述するが、通常、この「トリブスから移す」は、「都市トリブスへの移動」を意味したと解されている。一方モムゼンは、帝政期の碑文において役者のエスキリナ区所属を示す

碑文が三例存在し (CIL VI, 10097; 10103; 10105)、さらに女役者の息子が同じくエスキリナ区所属であったことを示す碑文が一例存在することをともに (VI, 10107)、役者のエスキリナ区所属を推定したのであった¹⁾。

このように「トリブスから移す」に関して文献史料が提示する知見と碑文史料から得られる知見とは、一見したところ整合性を持っており、それらはともに役者の都市トリブス所属、とりわけエスキリナ区への所属を指し示している。そしてこのような見解は、劇場や役者に関する最近の諸研究においてもおおむね受け入れられているといつてよいだろう²⁾。

役者が「トリブスから移す」という形で監察官の譴責の対象となっていたことを直截に伝える文献史料は、キケロ (Cic. Rep. 4.10)、リウィウス (Liv. 7.2.12)、ウァレリウス・マクスィムス (Val. Max. 2.4.4) そしてアウグステイヌス (Aug. C.D. 2.13) である。そのうち、リウィウスおよびそれに依拠したかあるいはそれと同一の典拠を利用したとされるウァレリウス・マクスィムス³⁾は、前三六四年にエトルリアから導入されたとされる演劇の歴史を略述する中で「トリブスから移す」にもふれ、アテッラナ笑劇の役者は例外的に「トリブスから移す」の対象とはならなかったと指摘している。これよりすれば、それ以外の役者が「トリブスから移す」の対象となっていたことは読み取れるが、その「トリブスから移す」が具体的にどのような措置であったのかとなると上記史料はそれを伝えない。

ところが、従来この「トリブスから移す」という譴責は、少なくとも

も前三〇四年以降においては、「都市トリブスへの移動」転籍」を意味すると捉えられてきた。それに対して別稿では、「トリブスから移す」を「都市トリブスへの移動」とするこの解釈では史料相互の食違いについて説明がつかないことを指摘し、一見したところ「都市トリブスへの移動」を示唆するかに見える史料の記述は (Liv. 45.15.14; Dion. Hal. 19.18.1; Plin. HN, 18.3.13)、共和政末期に「トリブスから移す」の意味内容がすでに不明となっていたことに起因するのではないかと推定した⁴⁾。その際、役者関連の史料を詳しく検討することができなかったため、ここではまず、それらの史料をもとに別稿での仮説を補強しておきたい。

この問題を考えるにあたって示唆に富むのは、アウグステイヌスの記述である。アウグステイヌスはローマ人の神々を論ずる中で役者に対するローマ人の対応を取り上げ、キケロの『国家に（こゝろ）』 (Cic. Rep. 4.10) における小スキピオの発言として、

彼ら（ローマ人）は、演劇や舞台のすべてを恥ずべきものとみなしたので、その種類の間人がそのほかの市民の名誉を欠くのみでなく、さらに監察官の譴責によってトリブスから移されることを欲した（岡道男訳参照）。

という箇所を引用した後、さらに次のように述べている。

まったく当然のこととして、ローマ市民のうち、みずから進んで役者となったものはだれでも、ただ名誉ある地位につくことができ

なかっただけではなく、なおその上に、監察官の譴責によって、自分自身のトリプスにとどまることも (tribum propriam tenere) 許されなかった (服部英次郎訳参照) (Aug. C.D. 2.13)。

文脈的に判断するならば、ここでアウグステイヌスが「トリプスから移す」という譴責の内容に関して、「自分自身のトリプスにとどまることも許されなかった」という形でその言い換えを行っているのは明白である。とすれば、「自分自身のトリプスにとどまることも許されなかった」とする表現からして、アウグステイヌスはそこに、「自己のトリプスから排除されること」のみを読み取っているものであり、必ずしも「都市トリプスへの移動」を見ていたわけではないことが明らかとなる。ちなみにアウグステイヌスはもう一度、「しかしローマ人は、演劇に携わるものによって平民のトリプス (plebeia tribus) が、ましてや元老院の議事堂が汚されることを許さない」とも言い換えている。おそらく「元老院と対比する形で用いられている「平民の」といった限定詞からは、アウグステイヌスが本来は元老院議員を含めた全ローマ市民を登録しているはずのトリプス制に関して、十分な知識を持っていなかったのではないかと疑われるのであり、一連の曖昧な表現は、ことによるとその種の知識の欠如によるのかもしれない。

ところでこのようなアウグステイヌスの判断を別にしても、役者の事例からは「トリプスから移す」の原義が、つまりそれがもともと何を意味したのが仄見えてくるように思われる。というのも、監察官設置直後のやや孤立した事例であり、しかもその信憑性が多分に疑わ

しい前四三四年の事例を除けば⁵⁾、「トリプスから移す」が言及されるのは演劇とかかわった前三六四年の記述が最初であること、しかも他の事例とは異なり、役者においては「トリプスから移す」のみが現れ、「アエラリウスとする」という譴責が現れてこないことからして、「トリプスから移す」という譴責は本来、前四世紀の半ばにローマへと導入された演劇に携わるものに適用された措置ではなかったかと推測されるからである。

この「トリプスから移す」の原義を推考するにあたって重要なのは、演劇関連の先行研究において指摘されてきたように、役者のかなりの部分が奴隷や解放奴隷あるいは外国人からなっていたという点である⁶⁾。最近出された H・レツピンのプロソポグラフィ研究においても、ミムス (mimus) と呼ばれる笑劇の一分野にローマ市民が比較的多く現れてくるものの、それでも演劇に携わったものの大部分が東方出身者や奴隷などの非ローマ市民からなっていたという結論に変更の必要性がないことが確認されている⁷⁾。とりわけ演劇がローマに導入された当初の段階では、論理的に言っても、役者はもっぱらローマ外の出自を持つ非ローマ市民からなっていたと考えるべきだろう。とすれば、このように大多数の役者が外国人であった状況下で、敢えて役者活動を行ったローマ市民の姿を思い浮かべる時、彼らは監察官の譴責によって非ローマ市民である役者同様の立場に置かれたのではないかと思われてくるのである。

ただし共和政末期あるいは帝政期以降はともかく、演劇がローマに導入された当初の役者の評価に関しては、実は研究者の間で見解が分

かれている。たとえば、つとにT・フランクは、共和政期において侮蔑的に取り扱われていたのは役者の一部(*ars Iudicia*)であり、帝政期にいたってはじめてそれが全役者に拡大されたとする見解を打ち出し、リウイウスの伝える当該箇所「トリブスから移す」に関しても、それが不名誉な措置ではなくむしろ軍務免除を導き出すための特権的配置であった可能性すら示唆した⁸。またレツピンは、当初はその宗教的性格ゆえに尊敬さえ集めていた役者に対して、前二世紀にはいつてから「破廉恥」(*infamia*)が適用されたのであり、その理由は役者の潜在的な力に脅威を感じた統治貴族による差異化ではなかったかと主張している⁹。

しかしながら、フランク説に対してはその直後にW・M・グリーンにより詳細な批判がなされている¹⁰。また「軍務からの免除」に限定しては、なるほどそれを宗教行事への関与ゆえの特権的措置とする見解がほかにも見られるが¹¹、しかしその場合、「トリブスから移す」との関連をどのように解釈するのか、特権と譴責とが共存していたということなのか、説得的な説明はなされていない。他方、宗教行事への関与や「組合」の結成といった活動は、P・G・ブラウンも述べるように、役者が尊敬の対象であったことまでを積極的に示すものではない¹²。さらに共和政末期以降になつてはじめて「破廉恥」が適用されてくるとしても、それは役者に対するローマ人の態度の変化というより、B・レヴィックが指摘するように、それまでの場当たりの対応では不十分となったため、法や元老院決議といった形で成文化が必要とされた結果とも考えられよう¹³。

結局のところ、現在の史料状況からすれば、役者に対してローマ人の態度が変化したという主張を完全に否定することはできないものの、しかしここでは、アテッラナ笑劇に関する先のリウイウスの記述を重視し、ローマ人の間では当初より役者に対して侮蔑的・軽蔑的態度が優越していたとする説に従っておきたい¹⁴。なお周知のごとく、古代ローマにおいて常設の劇場が建設されたのは、前五五年のポンペイウスによるものが最初である。演劇の導入に比べておよそ三〇〇年のこの遅れは、ローマ人が劇場あるいは演劇に対してそのはじめよりなんらかの否定的な態度を取り続けてきたことの証左かもしれない。

このように考えることが許されるならば、「トリブスから移す」の対象となった役者にはローマ市民団からの完全な排除ではないまでも、少なくとも投票権や軍務の喪失がもたらされたのではないかと、つまり「トリブスから移す」は本来、モムゼンが唱えたように「全トリブスからの排除」を意味していたのではないかと思われるのである¹⁵。そしてこのような形で「トリブスから移す」は、おそらく役者に対してのみ適用され続けたのも、また「都市トリブスへの移動」へと変化したのでもなく、別稿で記したように、遅くとも共和政末期までには単なる「不名誉」の烙印へと転じていったのであろう¹⁶。

ところで後代の法史料からは、舞台とかかわったものが、売春者・売春斡旋人、剣闘士・剣闘士養成人、諸種の有罪判決を受けたもの、不名誉な理由で軍務を解かれたもの、重婚者・重婚責任者等々とともに、いわゆる「破廉恥」の対象とされたことが知られている¹⁷。ところが彼らに対する処罰としては、元老院議員・都市参事会員などの公職

に就くことや審判人となることの禁止、代訴人によって訴訟をおこすことや証人になることの禁止、また相続における諸種の不利益などが想定されているものの、⁽¹⁸⁾管見によるかぎり、「トリブスから移す」は確認できない。もっとも、「破廉恥」とは別個に、監察官の譴責として「トリブスから移す」が存在し続けた可能性はあるが、トリブスとかわる処罰が「破廉恥」の一環として後代の法史料に現れないことの背景には、「トリブスから移す」が共和政末期の時点ですでに、その具体的な意味内容を失っていたという点が関係しているのではなからうか。

つぎに碑文史料の検討に移りたい。表1の(f)欄は、レッピンのプロソポグラフィ研究をもとに所属トリブス名のわかる役者を一覧表にしたものである。⁽¹⁹⁾行論の都合上、モムゼンの指摘した「母」が女役者である一例(VI, 10107)をそこに含めてある。所属トリブス名まで判明する役者の数は全体で八例と少ないものの、モムゼンが注目したように、その中であって四例がエスキリナ区の所属であるという点は際立った特徴をなしている。しかも表1(h)欄から窺えるように、エスキリナ区は名前の表記中に現れることの最も少ないトリブスであり、そのようなエスキリナ区を八名のうち四名もの役者が記しているのがある。だがレッピンが指摘するように、より仔細に眺めるならば、モムゼンの主張がそれほど説得的ではないことが判明する。⁽²⁰⁾

まずレッピンによれば、モムゼンが挙げる四例のうち、CIL VI, 10107は、女役者(archinima)ファビア・アレテの「保護者」がエスキリナ区所属であることを示すにすぎず、エスキリナ区所属の当該人

物が役者であることを明示してはいない。モムゼンは、CIL VI, 10107に関して、女役者のファビア・アレテが碑文を捧げているマルクス・ファビウス・レギッルス(エスキリナ区所属)を「彼女の息子のように思われる」とし、この碑文を役者のエスキリナ区所属を示す事例に数え入れたのであった。だがレッピンが指摘するように、彼が女役者の単なる「保護者」であった可能性は高い。親子関係にせよ保護―被保護関係にせよ、少なくともこの碑文は、役者本人のエスキリナ区所属を直接的に物語っているわけではない。

レッピンはまた、CIL VI, 10105のロンギヌスは、マックスと呼ばれるアテッラナ笑劇の役者であり、リウィウス等によれば(Liv., 7.2.12; Val. Max., 2.4.4)、ローマの若者が演じたこのアテッラナ笑劇は、そもそも「トリブスから移す」という譴責からは免除されていたとし(前述)、さらに、CIL VI, 10097に現れるティベリウスなる人物がはたして役者であったかどうかは疑わしいとしている。しかしながら、CIL VI, 10105に関しては、帝政期に入るとアテッラナ笑劇の分野においてもプロの役者の進出が見られたとされるだけに、この種の主張がどこまで有効かは疑問であろう。またCIL VI, 10097に関しては、碑文の内容から判断してそれを役者への言及とする説は十分成り立つように思われる。とはいえ結局のところ、モムゼンが挙げた四例のうち、役者の都市トリブス登録を伝える確実な論拠となると、一例だけしか残らないことになるのである(CIL VI, 10103)。

他方、レッピンの研究によれば、農村トリブスに所属する役者が現在までのところ同じく四例確認できる。すなわち、クラウディア区

(CIL VI, 33976)・ポンプティナ区(CIL XIV, 2408)・テレティナ区に所属する役者がそれぞれ一例存在し(CIL XIV, 4624)・前一世紀に遡るとされるクレタのギリシア語碑文からは(JGR I, 975=Cret IV, 222と)、ファレルナ区所属のケルススなる役者が知られているのである。ちなみに、共和政末期の有名な役者ロスキウスについては、ニコレがマエキア区所属を推定している⁽²²⁾。なるほど、ロスキウスの場合に該当するように、これらの事例を例外として処理するものひとつのやり方ではあろう⁽²³⁾。しかしながら役者に関して、それらを例外と断定できるほどに確実な「原則」をわれわれは手にしていない。というのも、本稿においてもすでにふれたように、「トリプスから移す」＝

「都市トリプスへの移動」と解する通説の妥当性はいまや疑わしくなっており、それゆえ「トリプスから移す」なる譴責は、役者の都市トリプス登録という「原則」を碑文史料から読み取るための積極的傍証として利用することができないからである。

先にも述べたように、役者には奴隷や解放奴隷が多かったものと思われ、そしておそらく帝政期に入っても、解放奴隷の都市トリプス登録という原則は生きていた。とすれば役者に関して、たとえ本人が生自由人である場合でも、父や祖父の代に遡って奴隷出自であったことが原因で、彼らがエスキリナ区を中心とした都市トリプスに登録されていた可能性も考えられるのではないか。あるいは彼らの住居と主な活動舞台がローマ市であったことが関連していたのかもしれない。以上の考察からして、なるほど役者がローマ社会において卑しい職業のひとつとみなされ、侮蔑的・軽蔑的に取り扱われていたのは確か

といえよう。最近の論点を踏まえてより正確に言うならば、⁽²⁴⁾ 奴隷や解放奴隷からなる役者の中には舞台において人々を魅了し、その成功をもとに高い名声と多大な富を手にするものがいた一方で、出生自由人とりわけ元老院議員や騎士身分といった統治階級のものには、そのような舞台とかかわることが様々な処罰により禁じられていたのである。だがこのような称賛と侮蔑とが入り混じった、役者に対するローマ人のアンビヴァレントな対応が、都市トリプスへの登録あるいはそこへの転籍といった形でトリプスをめぐる問題に直結していたと考えることはできない。

註

- (1) Mommsen, *SR* III², 443 ぎんぎん CIL VI, 10097 の解題。
- (2) たぐんば M. Ducos, *La condition des acteurs à Rome. Données juridiques et sociales*, in: J. Blänsdorf (ed.), *Theater und Gesellschaft im Imperium Romanum. Théâtre et société dans l'empire romain*, Tübingen 1990 [= *Theater und Gesellschaft*], 19-33; J. Ch. Dumont, *Le théâtre dans Ville*, in: Y. Le Bohec (ed.), *Rome, ville et capitale de César à la fin des Antonins*, Paris 2001, 301-320 など。
- (3) 両史料における「エトルリア人への言及の相違に着目するのは」D. Briquel, *Die Frage der etruskischen Herkunft des römischen Theaters bei den Schriftstellern der Kaiserzeit* (Livius, Valerius Maximus, Cluvius Rufus), in: *Theater und Gesellschaft*, 93-106。
- (4) 拙稿「トリプスから移す」一三三—一三三頁。
- (5) 前四四三年に監察官職が初めて設置されたという事実、および前四三四年における「トリプスから移す」の原因となったアエミリウス法の信憑性に関しては、原田俊彦『ローマ共和政初期立法史論』

敬文堂『二〇〇二年』一〇四—一〇六頁に詳し。

- (9) Ducos, *op. cit.*, 26; E. Rawson, *Roman Culture and Society. Collected Papers*, Oxford 1991, 485.
- (7) H. Leppin, *Histrionen. Untersuchungen zur sozialen Stellung von Bühnenkünstlern im Westen des Römischen Reiches zur Zeit der Republik und des Principats*, Bonn 1992, 30-44.
- (8) T. Frank, *The Status of Actors at Rome*, *CPh* 26, 1931, 11-20.
- (9) Leppin, *op. cit.*, 71; 135; 160-161. E.S. Gruen, *Studies in Greek Culture and Roman Policy*, Leiden 1990, 87-90に『「唄女」の娯楽や通説について』。
- (10) W.M. Green, *The Status of Actors at Rome*, *CPh* 28, 1933, 301-304. ェドワーズはDucos, *op. cit.*, 30, n. 16を引用して語を訂正。
- (11) E.J. Jory, *Associations of Actors in Rome*, *Hermes* 98, 1970, 232-233; Dumont, *op. cit.*, 313.
- (12) P.G. McC. Brown, *Actors and Actor-managers at Rome in the Time of Plautus and Terence*, in: P. Easterling/E. Hall(eds.), *Greek and Roman Actors. Aspects of an Ancient Profession*, Cambridge 2002, 227.
- (13) B. Levick, *The senatus consultum from Lavinum*, *JRS* 73, 1983, 108-110.
- (14) B. Warnecke, *Histrion*, in: *RE* 8-2, Stuttgart 1913, 2117; H.G. Marek, *Die soziale Stellung des Schauspielers im alten Rom*, *Altatum* 5, 1959, 103-104; Levick, *op. cit.*, 109-110; C. Edwards, *The Politics of Immorality in Ancient Rome*, Cambridge 1993 [=Edwards, *Immorality*], 98-136; id., *Unspeakable Professions: Public Performance and Prostitution in Ancient Rome*, in: J. P. Hallett/M. B. Skinner(eds.), *Roman Sexualities*, Princeton 1998 [= Edwards, *Unspeakable Professions*], 66-95に詳し。
- (15) C. エドワーズは『役者に関する最近の研究の中にあつては例外的に、役者が「全トリブスから排除」され投票権を奪われていたと

する論者である(Edwards, *Immorality*: 125-126; *Unspeakable Professions*, 72)。ただし彼女は「トリブスから移す」の研究史を踏まえた上での種の見解に達しているわけではな。

- (16) 詳しくは、拙稿「トリブスから移す」一—三—一九頁参照。
- (17) 船田亨二『ローマ法』第二巻、岩波書店、一九六九年、一八五—一八九頁、A.H.J. Greenidge, *Infamia. Its Place in Roman Public and Private Law*, Oxford 1894, 113-143.
- (18) Greenidge, *op. cit.*, 154-170.
- (19) Leppin, *op. cit.*, 189-313.
- (20) 同、Leppin, *op. cit.*, 73.
- (21) Leppin, *op. cit.*, 27; 143; Dumont, *op. cit.*, 313.
- (22) Cl. Nicolet, *L'ordre équestre à l'époque républicaine (312-43 av.J.-C.)*, Paris 1974, no. 300.
- (23) Th.A.J. McGinn, *Prostitution, Sexuality, and the Law in Ancient Rome*, New York/Oxford 1998, 42.
- (24) Ducos, *op. cit.*, 26.

三 非嫡出子と都市トリブス

エドワーズ第三の非嫡出子に関しては欧米においてもさほど研究が進展しているとはいえないが、幸いわが国においては樋脇博敏氏による一連の研究が存在し、⁽¹⁾氏の研究成果は本稿のテーマを考えるにあたっても非常に参考となる。

ローマ市民男子の名は、周知のごとく、個人名・氏族名・家族名の三つの構成要素から成り立っていた(*tria nomina*)。そしてローマ市民が自らの出自について解放奴隷ではなく出生自由人であることを強調

したい場合には、氏族名と家族名との間に「〇〇の息子」といった形で父親の名を記すのが一般的であった。この表記法に従うならば、本来の「父親の名」が入るべきところに、*Spuri*と記されている一群の人物が帝政期の碑文史料に現れる。これは通常、モムゼンの説に従って *Spuri filius* と読まれ、*spurius* が一般名詞としては非嫡出子を意味すること、しかも *Spurius* なる個人名が帝政期に入るとほとんど姿を現さなくなることを根拠に、法的な意味での父を持たない非嫡出子が出生自由人であることを明記する必要性から、架空の親子関係 $\vee$ を創出したのではないかと考えられている³。つまり、碑文における「スプリウスの息子」(*Spuri*)なる表記から、わいわれは実在したスプリウスという人物の子ではなく、非嫡出子の存在を推定することができるのである。

このような理解のもと、『ラテン碑文集成』第六巻の索引からこの種の人物を抜き出し、その所属トリブス名を一覧表にしたのが、表1の(g)欄であるが、その検討に入る前に、フォルニが提供する共和政期のデータを見ておくことにしよう。共和政期に関するフォルニの「トリブス一覧」からは、二例の「スプリウスの息子」を抽出することができる⁵。ただしそのうちのひとつシヌエッサの二人官の例は、彼の個人名もスプリウスであることからして、文字通り「スプリウスの息子」である可能性が高い。残る一人はおそらく非嫡出子であると思われるが、この共和政期における唯一例の所属はコッリナ区である。ちなみにこの碑文は『ラテン碑文集成』第六巻にも収められている。

さて、『ラテン碑文集成』第六巻から知られる事例は全部で四一例

であり、これはB・ローソンの抽出した事例数とも合致している⁶。これよりすれば、全四一例中、コッリナ区が二四例、エスキリナ区が一例、パラティナ区が三例、スプラナ区が三例と、都市トリブス全体では三一例 $\parallel$ 七六%を占め、その多さが特徴的である。しかもコッリナ区の二四例は、全体の中でも群を抜いている。「ローマ市」から出土した碑文を対象としている関連で、たしかにコッリナ区の碑文総数自体も一二四例と多いが、しかし同じく都市トリブスでありこれも一五一例を数えるパラティナ区と比較するならば、やはりコッリナ区の多さは傑出しているといえよう。モムゼンはこれらの碑文史料をもとに、帝政期において非嫡出子が原則的に都市トリブスへと登録されていたことを推定したのであった⁷。

たしかに都市トリブスが占める割合の高さは目を引くものの、それでもいくつか留意すべき点がある。まずは、ローマ市からの出土であるにもかかわらず、解放奴隷や役者の場合同様、農村トリブスに登録された非嫡出子も確実に認められるという点である。アルネンシス区やクルストウミナ区など、四一例中一〇例 $\parallel$ 二四%の非嫡出子が農村トリブス所属となっている⁸。もちろんこれらを例外とみなすことはできるが、しかし解放奴隷や役者とは異なり、これら碑文からの知見以外に非嫡出子が原則として都市トリブスに登録されたことを示す文献・法史料をわれわれは手にしていないのである。非嫡出子が都市トリブスに多く現れる理由を、別のところに求めることはできないものであろうか。

樋脇氏によれば、非嫡出子の大半は奴隷身分の父と自由身分（出生・

解放自由人)の母から出生した子供であつたという。⁽⁹⁾とすればローソンが指摘するように、このような出自を持ちしかもローマ市で生まれた人物の登録トリブスとしては、自然、都市トリブスが多くなつたのかもしれない。⁽¹⁰⁾奴隷である彼らの父が解放後に登録されるであろうトリブスとしては都市トリブスが予測されるし、彼らの居住地からしても特定の農村トリブスの選択はむしろ不自然なように思われるからである。ただし、コッリナ区への偏りについては依然不明のままであるが。

つぎにそのコッリナ区に関しても重要な事実が見落とされがちである。それは、彼らが多く現れるコッリナ区が、都市トリブスの中でも決して劣つたトリブスではなかつたという点である。共和政期に関するテイラーやニコレのプログラミングによって、そこには騎士身分のものや元老院議員さえ属したことがすでに指摘されているし(表1(b)(c)参照)、帝政期の騎士身分の分布から判断しても(表1(d)参照)、パラティナ区ほどではないにしろ、コッリナ区が決して農村トリブスに引けを取らないトリブスであつたことが確認される。つまり、劣格のトリブスであつたから非嫡出子がそこに登録された、あるいは非嫡出子が登録されたからそれが劣格のトリブスとみなされたといった対応関係は、ことコッリナ区に関しては該当しないのである。ローソンによれば、非嫡出子に対する社会的ステイグマの相対的な欠如、すなわちそれを恥ずべきもの秘匿すべきものとみなすような傾向の弱さがローマ社会の特徴をなすという。⁽¹¹⁾とすれば、このような社会において、上記のような対応関係はそもそも生ずべくもないといえようか。

都市トリブスの劣格性とかかわつて、ここでもう一点ふれておきたいことがある。それは、ローマ市の事例ではないものの、非嫡出子でありコッリナ区に所属する人物の息子が、クイリナ区へとその登録を変更している事実である(CIL IX, 4967)。これは一見したところ、都市トリブスから農村トリブスへの登録変え、つまり一世代かけての社会的上昇の証拠とも考えられよう。しかしながら、父にあたる人物が皇帝あるいは執政官の下僚(*freco*)であつたこと以外、どのような理由からこの変更が行われたのかについての情報は残されておらず、それゆえ、都市トリブスの劣格性といった要因をア・プリオリに想定するのは危険であろう。ちなみに、同種の変更を伝えるもうひとつの碑文史料においては(CIL XIV, 2839)もし補読箇所を読みが正しければ、父はコッリナ区の所属で息子はパラティナ区の所属、つまり都市トリブス間で所属トリブスの変更がなされている。

註

- (1) 樋脇博敏「ローマの家族」『岩波講座・世界歴史四 地中海世界と古代文明』岩波書店、一九九八年、二七三—二九四頁〔「樋脇『ローマの家族』」、同「名無しの権兵衛の娘」と自称する女」『史論』』
 〆東京女子大V五三、二〇〇〇年、一—二七頁〔「樋脇『名無しの権兵衛の娘』」参照。
- (2) Mommsen, *SR* III², 72, n. 4. cf. *sine* (*pater*) *filius*).
- (3) 樋脇「名無しの権兵衛の娘」一—一三頁。
- (4) (ARN) 11191. (CLU) 5163D. (COL) 445; 5301; 5614D; 7459; 7911; 10025; 11012; 16663; 19519(=F¹, 1315); 19876S; 20171; 23299; 24039; 25746; 26135; 26395; 26977; 27839D; 28640; 30795 (=67?); 33279;

33922; 376155; 38425. (ESO) 44625 (=2310S). (FAB) 2744. (PAL) 21954; 24025; 25654. (PAP) 36077. (POM) 35127. (QUJ) 15007. (SER) 15640. (SUC) 392; 5754; 9897. (TER) 20109. (VEL) 21782. (VOL) 3528.

(5) no. 81 (Shnessa); 249 (Roma).

(9) B. Rawson, *Spurri and the Roman View of Illegitimacy, Arichthon* 23, 1989, 36, n. 72.

(7) Mommsen, *Sr III*, 443; Greenidge, *op. cit.*, 196.

(8) ちなみに、「帝政期に関するフォルニの研究から、『ラテン碑文集成』第六巻との重複を避ける形で非嫡出子拾い上げるならば全一八例、その内訳は、コッリナ区一〇例、五六%、パラティナ区一例(都市トリブス全体で六一%)、パピリア区二例、アエミリア区、カミリア区、スカプティア区、トゥロメンティナ区、ウォトゥリア区各一例となる。

(9) 樋脇「ローマの家族」、二八二頁。

(10) B. Rawson, *op. cit.*, 36.

(11) B. Rawson, *op. cit.*, 11; 27-28; 39. ただしB・ローソンは、「都市トリブスそのものについては、それを劣位のトリブスとする見解を採っている(28; 30)。

都市トリブスの性格―むすびにかえて

最後に、これまでの考察結果を総合することにより、現時点で考える都市トリブスの性格についてまとめておきたい。

まず、碑文史料からすれば解放奴隷や役者そして非嫡出子が都市トリブスへと登録されていたことを知りうるが、そのうち原則的に都市トリブスへと登録されたことが文献・法史料から明らかとなるのは解放奴隷のみである。なるほど「トリブスから移す」という譴責が都市

トリブスへの転籍を意味したとするならば、役者も原則的に都市トリブスへと登録されたことになる。しかしながら、別稿および本稿において検討したように、「トリブスから移す」はおそらくそのような意味内容を持つてはいなかった。また先の碑文史料からの知見にしても、役者や非嫡出子に関してそこにはかならず農村トリブスへの登録といった「例外」が認められるのであり、碑文史料そのものからなんらかの原則を導き出すことはできない。

結局のところ、原則的に都市トリブスへと登録されたのが明らかなのは、通説が想定している範疇のうち解放奴隷のみということになる。とはいえ、解放奴隷に対する古代ローマ人の態度を考えるならば、彼らの登録との関連で都市トリブスが何らかの低い評価を受けていたことはひとまず否定できない。ただしそれは共和政期について該当することであり、帝政期については、解放奴隷がもっぱら都市トリブスへと登録され続けたのかどうかといった事実関係自体が不明である⁽¹⁾。また仮にそうであったとしても、民会がその機能を悉く失っていく中であって、農村トリブスへの登録が都市トリブスへのそれかといった問題は、はたしてどれほど共和政期的な意味合いを持ち続けえたのであろうか。

つぎにその共和政期の都市トリブスを考えるにあたっては、つとにテイラーによって注目されてきたように、それをコッリナ区・パラティナ区とエスキリナ区・スブラナ区の二種類に分け、より丁寧に見ていくことが必要となる⁽²⁾。すなわち先にも述べたように、前者のコッリナ区とパラティナ区には共和政期に騎士身分のものや元老院議員が所

属していたことが知られているし(表1(b)欄および(c)欄参照)、パラティナ区にいたつてはいくつかのパトリキ貴族の家系さえ属していた。⁽¹⁾

共和政期において、このような二トリブスが社会的に劣格な取り扱いを受けていたとは思われない。そしてここで改めて強調しておきたいのは、これら二トリブスこそ解放奴隷や非嫡出子が比較的多く姿を現すトリブスでもあったという事実である。つまり、都市トリブスの社会的な劣格さとその根拠とされる解放奴隷や非嫡出子の登録とは、実はうまく対応していないことになる。ところがテイラーによるすぐれた先行研究ですら、都市トリブス間における格差の存在に気づきながらも、都市トリブスをひとまとめにして評価するという誤った態度を少なからず踏襲しているといえよう。

他方で、エスキリナ区とスブラナ区においては、共和政期の元老院議員や騎士がはつきりとした形ではその姿を現さない。もともと騎士身分に関しては共和政期の事例数がそもそも少ないので、農村トリブスの中にも騎士が確認できないトリブスがいくつか存在するが(クラウディア区、ファビア区、ポブリリア区、ポツリア区、ウォルティニア区)、しかし史料状況が幾分よくなる帝政期についても似通った傾向が認められる。すなわち表1(d)欄からすれば、コツリナ区が六例、パラティナ区が四七例の騎士を記録しているのに対して、エスキリナ区とスブラナ区はいずれもゼロ例である。同様の結論は、後に「補論」で検討する「ヘバ青銅板」の規定からも導き出されよう。さらに表1(h)欄に見られる碑文総数そのものの少なさは、⁽⁴⁾碑文を残す経済的余裕という観点からして、エスキリナ区とスブラナ区とは元老

院議員や騎士どころか富裕者のきわめて少ないトリブスではなかったかとの印象すら受けるのである。

以上、史料的な再検討を経た末にそれでも残ってくるのは、エスキリナ区とスブラナ区という二都市トリブスの社会的な劣格さである。これはおそらく共和政期にまで遡るものであり、そして碑文史料から判断する限り帝政期を通して継続していた。だがここで繰り返し強調しておくならば、この予想される劣格さは、解放奴隷や役者や非嫡出子が――ましてや監察官の「譴責」を受けたものが――もっぱらそこに登録されたことから生じたわけではなかった。パラティナ区やコツリナ区にもこれらの人々が等しく登録されながらも、なんらかの理由で、エスキリナ区とスブラナ区は農村トリブスはもとより他の都市トリブスとも著しく異なる様相を帯びていたのである。そのなんらかの理由がいったい何であったのかは、残念ながら現時点の私にはわからないが。⁽⁵⁾

最後に誤解のないようにことわっておきたいが、本稿は、古代ローマ社会において法的・社会的に差別された人々が存在したことを否定しようとするものではない。ローマ社会が様々な形でその構成員を差異化していたのはむしろ自明のこととがらに属する。ここで見てきたような解放奴隷や役者、非嫡出子以外にも、剣闘士(経験者)とその養成人、売春婦(夫)とその斡旋業者などを周縁的存在として挙げることができよう。本稿で指摘したのは、通説的理解とは異なり、このような法的・社会的差別が彼らのトリブス登録とは必ずしも連動してはいなかったということ、つまりトリブスがそのような差異化のた

めに機能していたのではなく、それは一般的に考えられている以上に「ニュートラルな単位」だったのではないかということにほかならない。

なお本稿は、従来の通説が帝政期の碑文史料をも援用しながらその主張をなしている以上、当該史料の検討を避けては通れないため、私の本来の専門領域である共和政期を越えて不十分ながらも帝政期までを対象としてきた。本稿で検討した「都市トリプス」という視角からは、共和政から帝政への移行に伴うトリプスの変容を明確に導き出すことができなかったが、帝政期に入ってから民会の衰退は、トリプスのあり方にも少なからぬ影響を及ぼしたに違いないと私は考えている。この点については別の機会に改めて論じたい。

註

- (1) ハリカルナッソスのディオニシオスは、「われわれの時代にいたるまでも、解放奴隷身分に属するものは、どれだけの数にのぼろうとも四都市トリプスへと登録され続けた」と語り(Dion. Hal., 4, 224)、アスコニウスも同種の記述を残しているが(Ascon., 52C)これらがはたしてどこまで同時代史料として有効性を持つのかについては、判断を留保したい。
- (2) Taylor, *RPAA*, 225-238.
- (3) Taylor, *Voting Districts*, 284-286.
- (4) もっとも、碑文に残されているトリプス所属者の名前の数という点で言えば、紀元七〇年のウェスパシアヌス帝に対する有名な献呈碑文には、六五〇名を越えるスプラナ区成員(trib. Suc. iunior.)の名が記されている(CIL VI, 200)。
- (5) cf. Taylor, *Voting Districts*, 10-12; 132-149; A. Lintott, *The*

Constitution of the Roman Republic, Oxford 1999, 118.

- (6) ちなみにこの点に関して、テイラーは次のような仮説を提出している。すなわち、都市トリプスの威信を高めることに関心を持っていたAp・クラウディウスは、前三一二年、一族のものをパラティナ区へと登録し、彼らは前三〇四年の「反動」後もそこにとどまった。おそらくアエミリウス氏やコルネリウス氏の一部も、クラウディウス氏への対抗上からかあるいはその支援のためパラティナ区へと登録を変更した。続く世代においても、元老院議員や有産者はパラティナ区を始めとした都市トリプスへと登録されたが、スプラナ区およびエスキリナ区へと登録された有産者の数は少なかった。その理由は、当該二地区に土地財産を所有しているものが少なかったからである。そこで、前三世紀後半の「ケントウリア民会の改革」において、これら二トリプスは最初に投票する「特権」であるプラエロガティウア(*centuria praerogativa*)から排除され、二トリプスへの登録は望ましくないものとなった。それゆえ、共和政末期にスプラナ区の一部であるカリナエが有力政治家・貴族の住む地区となっても、そこへの変更は行われなかったのであると(Taylor, *RPAA*, 230-234)。

説明の基調となっているのは、各都市トリプスにおける土地財産所有者の多寡である。しかし共和政末期にはスプラナ区を構成する地区にも貴族が居住していたので、それ以前にエスキリナ区とスプラナ区とが登録変更のための魅力を失っていたことを想定する必要性が生じ、前三世紀後半になされた「ケントウリア民会の改革」において、プラエロガティウアから両トリプスが排除されたことにそれを求めているのである。興味深い説ではあるが、この説にのつてのポイントとなるプラエロガティウアからの排除は、史料的に裏づけられているわけではない。また仮にそうであったとしても、三トリプスの中から籤引きによりただひとつ選出されるプラエロガティウアからの排除が、それほど意味を持ちえたのであろうか。

とはいえ、テイラーの注目したような地誌学的な理由からエスキリナ区とスプラナ区とがもともと富裕者の極めて少ないトリプスであり、そのような状況の継続が両トリプスの社会的評価に少なからぬ影響を与えたこと、そして帝政期においても富裕な解放奴隷の中には両トリプスへと登録されるのを嫌いなんらかのやり方でそれを回避する傾向が生じ、その結果として、両トリプスの成員から騎士や元老院議員へと社会的上昇を遂げるものが皆無に近かったという事態の推移は十分考えられようか。

〔補論：政治的な不利さをめぐって〕

補論として、都市トリプスの「政治的な不利さ」についても簡単にふれておくことにしたい。

まずモムゼンやテイラーは、ケントゥリア・プラエログァティウア (*centuria praetoriva*)、つまりケントゥリア民会において最初に投票する「特権」から都市トリプスが排除されていたのではないかと主張している。だがこれは、実際にプラエログァティウアを行使しているのが農村トリプスであるという状況証拠——しかもそれは、アニエンシス区 (*Liv.*, 24, 7, 12)、ウォトゥリア区 (*Liv.*, 26, 22, 2)、ガレリア区 (*Liv.*, 27, 6, 3) のただか三例にすぎない——と、下記の「ヘバ青銅板」からの類推にすぎず、この種の規定の存在が史料上裏づけられているわけではない。

それに対して、都市トリプスが政治的に不利な取扱いを受けていたかのような記述が、帝政期のいわゆる「ウァレリウス・アウレリウス法」に見られる。これは従来、「ヘバ青銅板」(*tabula Hebana*)として

知られてきたものであり、一九四七年発見の「ヘバ青銅板」自体からは、それが紀元五年に制定された「ウァレリウス・コルネリウス法」についての追加・変更規定であることしかわからなかった。しかしその後、一九八二年にそこに刻まれている内容を含みこむ元老院決議がスペインで発見された結果（「シアルム青銅板」(*tabula Siarenensis*)）、当該元老院決議をもとに法を制定したであろう紀元二〇年の執政官の名が明らかとなり、現在ではウァレリウス・アウレリウス法と呼ばれているのである。その内容に関してはすでに弓削達氏による詳細な検討が存在するが、全体は紀元一九年一〇月一〇日に亡くなったゲルマニクス・カエサルに対する榮譽決議であり、その一環として、紀元五年にガイウス・カエサルとルキウス・カエサルに対してなされたと同様に、執政官および法務官の「予備選挙」(*testinatio*)において、ゲルマニクスの名を冠した投票がなされるよう定めている。

さてここで直截に関連するのは、その「予備選挙」に際して、三三トリプスに属する元老院議員および国家法廷を構成する（あるいは構成するであろう）騎士の票を、それぞれガイウス、ルキウス、ゲルマニクスの名を冠した五×三＝一五の投票単位（ケントゥリア）へと割り振ることが定められた箇所である。三三トリプスを一五ケントゥリアへ割り振るのであるから、そこにはいささか複雑な過程が述べられている。具体的にはそれは、たとえば籤引きにより、第一、第二、第三、第四、第六、第七、第八、第九、第十一、第十二、第十三、第十四の箱にはそれぞれ二トリプスの投票が、また残りの第五、第一〇、第一五の箱にはそれぞれ三トリプスの投票がなされるようにし、全体

として三三トリブスの元老議員と騎士を一五のケントウリアへと組み替える手続きであった (II.24.27)。

問題となってくるのは、三三という数である。周知のごとく古代ローマのトリブス数は全体で三五であったが、当碑文にははつきりと「スクサナ (II スプラナ) とエスキリナを除く三三トリブス」 (123) と記されているのである。このことは一見して、執政官および法務官の「予備選挙」という非常に重要な手続きから当該都市トリブスが除外されていたことを意味しているように思われよう。だが、他の箇所に見ることを通すならば必ずしもそうでないことが明らかとなる。

32 ---, dummodo quod] ad eorum suffragium pertinebit, si qui ex

Suc(usana) tribu]

33 Esq(uilina)ue erunt, item si qua [in] tribu senator [ne]mo erit aut si nemo eq(ues) erit et senator[um]---

34 erunt, (中略)

35 ---, ea omnia quae eius]

36 rei causa in ea lege quam Cinna et Volesus co(n)sules de (decem)centuriis Caesar(um) tul(er)unt] scripta c[om]prehensae sunt]

37 [seruet] ---

ただし次のような条件で。もしもスクサナ区およびエスキリナ区からのものがいた場合、同様にもしもトリブスに一人の元老院議員もいない場合、あるいはもしも一人の騎士もおらずとして元老院議員の「……」場合、彼らの投票に関しては、(中略) 執政官のキ

ンナとウォレススとがカエサルの一〇ケントウリアについて定められた法において、この目的のために記されたかあるいは規定されたすべてのことを遵守するようにせよ。

これは、同碑文の三二―三七行目にかけての記述である。なるほど欠損部は多いものの、ここからは、エスキリナ区とスプラナ区とが「予備選挙」から排除されていたというより、実際に「予備選挙」を行いうる資格のものがそこにはいなかったこと、また他の三三トリブスにも有資格者がひとりもない場合とともに、むしろ両トリブスに有資格者が現われた場合の配慮が、紀元五年のウァレリウス・コルネリウス法の規定に含まれていたことが読み取れよう。つまり法的・制度的な意味で都市トリブスが政治的に不利な取扱いを受けたことは、この碑文からも確認できないのである。

それでは「一票の格差」という論点についてはどうか。都市トリブスの登録者が、解放奴隷の登録により農村トリブスに比べてかなり多数に上ったであろうことは容易に予測されよう。純粹に現象として眺めるならば、たしかに「一票の格差」は存在した。だがテイラーの研究によれば、共和政も末期となると、都市トリブスのみならず農村トリブスの間でもその規模の大小にかなりのバラツキが生じていたことがわかる¹⁾。その場合、論理的には自己の所属トリブスをできるだけ小さく保っておく方が有利となるはずであるが、実際に小規模なトリブスがいったい誰の利害により小さいままなのかといった具体的な対応関係となると不明である。いずれ詳論するように、むしろ自

己のトリブスを大きくしようとする傾向さえ認められるのである。⁽⁵⁾ そもそもケントウリア民会においては、財産額の相違によって極端に「不平等」な投票システムを採用していたことを考えるならば、「一票の格差」なる発想がはたして古代ローマ人の間にも存在したのかどうかは極めて疑わしいといえよう。

さらにいえば、三五分の四である都市トリブスへと押し込められたことからする不満は、まずもって「農村トリブス」対「都市トリブス」の対立といった形で表面化するはずである。ところが、そのような対立の構図は史料からは読み取れない。そもそも解放奴隷を始めたとした都市トリブス民は、いわば「階級意識」のようなものを持ち、独自の利害のために統一的行動を採っていたわけではなかった。他方、ローマ市に居住しある程度そのような共同性を想定しうる「都市大衆」は、表1(h)欄のトリブス分布より明らかなように、都市トリブスだけではなく農村トリブスをも含めた全トリブスへと登録されていたのである。このように考えてくるならば、都市トリブスへと登録されることの「政治的な不利さ」は、それほど過大に評価することができないのではなかろうか。

註

- (1) Mommsen, *SR* III², 293, n. 5; Taylor, *RP* 44, 226.
 (2) 「ウァレリウス・アウレリウス法」に関しては M.H. Crawford (ed.), *Roman Statutes* 1, London 1996, no. 37 参照。テキストの補読は同書による。
 (3) 弓削達『ローマ帝国の国家と社会』岩波書店、一九六四年、一四

七―二〇四頁。また同法に関しては、新保良明「ローマ帝政初期における政務官選挙」『紀要』八長野工高専Ⅴ一九、一九八八年、一二九―一四五頁も詳しい。

(4) Taylor, *Voicing Districts*, 99. ちなみにテイラーが小規模なトリブス——少なくとも投票人の少なかったトリブス——として挙げるのは、アルネンシス区、カミリア区、ファビア区、メネニア区、プビニア区、ロミリア区、わけてもレモニア区である。

(5) もちろんテイラーも、「トリブス間の均衡」への配慮のほかに、前二世紀になると、トリブスの分配に「党派政治」(factional politics)といった要因が入り込んでくることを指摘しているが (Taylor, *Voicing Districts*, 100)、私が問題としたのは、その「党派政治」的要因なるものが、はたして自己あるいは自己の党派のトリブスを小さくとどめておこうとする方向だけであったのかどうかである。